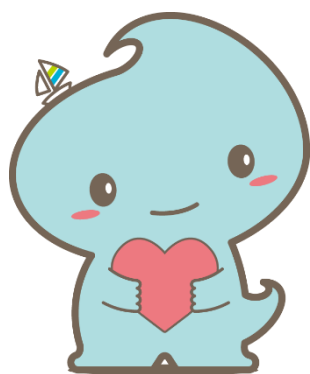


令和7年度

障害者福祉の手引き



横 須 賀 市 民 生 局
福 祉 こ ど も 部 障 害 福 祉 課

指定管理者  横須賀市医師会

広告

横須賀市救急医療センター

☎ 046(824)3001

横須賀市新港町1-11

内科・小児科・外科



〈診療時間〉

平日：20時～24時

土曜日：17時～24時

日祝日：8時～24時

年末年始

12月29日16:00～1月4日8:00

(上記期間中は24時間診療実施)

※12/29・1/4の診療時間は曜日によって異なります。

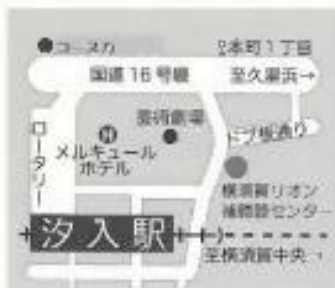


汐入駅より徒歩2分
ドブ板通り

広告

補聴器は認定技能者のいる専門店で!

リオネット補聴器



●日本補聴器販売協会(JHDA)会員 ●「聴」チカラエイト協会認定補聴器専門店 ●福祉法第15条交付取扱店

横須賀リオネット補聴器センター

神奈川リオネット販売株式会社 横須賀営業所

営業時間/9:00～17:30 日・祝日休

☎ 0120-00-4945

横須賀市本町3-11

☎ 046-826-3387

横浜・川崎・戸塚・厚木・平塚・小田原

はじめに

この冊子について

1. 原則として令和7年4月1日時点での情報を掲載しています。制度変更等により、内容が変わっている場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。
2. 所得や障害程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
3. 制度・事業名のあとのマークは次のことを表しています。

身	身体障害者の方が対象となることを示しています
知	知的障害者の方が対象となることを示しています
精	精神障害者の方が対象となることを示しています
難	難病患者等の方が対象となることを示しています



障害者福祉の手引き(電子版)は、
横須賀市ホームページでもご覧になれます。

点訳版、音訳版を制作していますので、ご希望の方は点字図書館にご連絡ください。

TEL 046-822-6712

もくじ

障害程度別該当事業一覧表

障害程度別該当事業一覧表	1
--------------	---

1 相談窓口

1-1	障害福祉課(横須賀市福祉事務所)	7
1-2	横須賀市児童相談所	7
1-3	健康福祉センター・福祉の総合相談窓口 ほっとかん・健康増進課	8
1-4	障害者相談サポートセンター	9
1-5	その他(障害者関係団体・相談支援事業・障害福祉相談員)	9

2 専門機関

2-1	横須賀市療育相談センター	10
2-1-(1)	地域生活支援部門	10
2-1-(2)	診療部門	10
2-1-(3)	通園部門(児童発達支援センター)	10
2-2	神奈川県立総合療育相談センター	11
2-3	神奈川県精神保健福祉センター	11
2-4	三浦半島地域障害者歯科診療所	11
2-4-(1)	障害児歯科検診	11
2-4-(2)	障害者歯科診療	11

3 障害者手帳

3-1	身体障害者手帳	12
	身体障害者障害程度等級	13
3-2	療育手帳	15
3-3	精神障害者保健福祉手帳	16
3-4	障害者手帳アプリ「ミライID」	17

4 相談支援・指導

4-1	相談支援事業	18
4-2	成年後見制度利用支援事業	18
4-3	身体障害者更生相談会(予約制)	18
4-4	知的障害者巡回相談会	19

4-5	重症心身障害児者の相談・指導事業	19
4-6	家族短期入所・一日施設利用	19
4-7	施設等機能訓練等訪問相談事業	19
4-8	訪問指導事業	19
4-9	民生委員児童委員	19

5 医療

5-1	重度障害者医療費の助成	20
5-2	自立支援医療費(更生医療)の支給	21
5-3	自立支援医療(精神通院)の申請	21
5-4	自立支援医療費(育成医療)の支給	21
5-5	後期高齢者医療制度の加入	22
5-6	特定医療費(指定難病)医療費助成	22
5-7	小児慢性特定疾病医療費助成	22

6 年金・手当

6-1	障害基礎年金	23
6-2	障害厚生年金	23
6-3	特別障害給付金	24
6-4	特別障害者手当	24
6-5	障害児福祉手当	25
6-6	横須賀市重度障害者等福祉手当	25
6-7	神奈川県在宅重度障害者等手当	26
6-8	心身障害者扶養共済制度	27
6-9	重症心身障害者等介護慰問金	27
6-10	特別児童扶養手当	28
6-11	児童扶養手当	29
6-12	産科医療補償制度	30

7 税金

7-1	所得税・市県民税の障害者控除	31
7-2	市県民税・森林環境税の非課税	31
7-3	相続税の障害者控除	32
7-4	特定障害者に対する贈与税の非課税	32
7-5	身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の 非課税	32
7-6	非課税貯蓄制度(マル優・特別マル優)	32
7-7	個人事業税の減免及び非課税	33

7-8	自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免	33
7-9	軽自動車税(種別割)の減免	34

8 障害福祉サービス

8-1	障害福祉サービス	35
8-2	地域生活支援事業	36
8-3	その他の在宅支援	36
8-3-(1)	出張理容等サービス	36
8-3-(2)	寝具の丸洗い	37
8-3-(3)	巡回入浴サービス	37
8-3-(4)	IT講師の派遣	37

9 補装具・日常生活用具等

9-1	補装具費の支給制度	38
9-2	日常生活用具給付事業	39
9-3	紙おむつの支給	40
9-4	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	40

10 外出支援

10-1	乗り物の割引	41
10-1-(1)	鉄道運賃の割引	41
10-1-(2)	バス運賃の割引	42
10-1-(3)	国内航空運賃の割引	42
10-1-(4)	有料道路通行料金の割引	43
10-1-(5)	タクシー運賃の割引	44
10-1-(6)	フェリー旅客運賃の割引	44
10-2	自動車等利用の援助	45
10-2-(1)	タクシー料金(自動車燃料費)の助成	45
10-2-(2)	自動車運転訓練費の助成	46
10-2-(3)	自動車改造費の助成	46
10-2-(4)	駐車禁止除外指定車の指定	47
10-2-(5)	かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキング・パーミット制度)	48
10-3	その他	49
10-3-(1)	障害者に関するマークの一例	49
10-3-(2)	施設通所者の交通費助成	51
10-3-(3)	神奈川県福祉バス「ともしび号」の運行	51

11 情報・意思疎通支援

11-1	聴覚障害者・盲ろう者・失語症者	52
11-1-(1)	手話通訳者・要約筆記者の派遣	52
11-1-(2)	盲ろう者通訳・介助員の派遣	52
11-1-(3)	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	52
11-1-(4)	聴覚障害者相談員	53
11-1-(5)	110番アプリシステム・FAX110番	53
11-1-(6)	FAX119番	53
11-1-(7)	NET119サービス	53
11-1-(8)	ファクス防災無線放送	54
11-1-(9)	ファクス使用料金の助成	54
11-1-(10)	電話リレーサービス	54
11-1-(11)	聴覚障害者用シールの配布	54
11-2	視覚障害者	55
11-2-(1)	点字版・録音版広報紙の発行	55
11-2-(2)	点字図書館	55
11-3	その他	56
11-3-(1)	郵便等による不在者投票	56
11-3-(2)	手話・要約筆記を学ぶ	56

12 公共料金等

12-1	水道料金・下水道使用料の減免	57
12-2	NHK放送受信料の減免	57
12-3	青い鳥郵便はがきの無償配付	58
12-4	盲人用郵便物の無料配達	58
12-5	ふれあい案内(無料番号案内)	58
12-6	携帯電話の基本使用料等の割引	59
12-7	J:COM ハートフルプラン	59
12-8	障害者温水訓練室	59
12-9	神奈川県立文化施設の入場料免除	60
12-10	市立施設の使用料や駐車料金の減免	60

13 住宅相談

13-1	住まい探し相談	62
13-2	住宅改修相談	62
13-3	住宅設備の改良費補助	62
13-4	市営住宅の当選率の優遇	63

13-5	県営住宅の当選率の優遇	63
13-6	県営住宅家賃の減免	63
13-7	UR賃貸住宅の入居者募集にかかる優遇措置	64

14 就労・雇用支援

14-1	障害者の雇用促進	65
14-2	公共職業安定所(ハローワーク)	65
14-3	職業訓練(身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者)	65
14-4	職業訓練(知的障害者)	66
14-5	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース他)制度	66
14-6	神奈川県障害者雇用促進センター	66
14-7	よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター	66
14-8	視覚障害者技能習得援助資金の貸付	66
14-9	障害者雇用奨励金	67
14-10	障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成	67
14-11	身体障害者更生訓練費	67

15 行事・スポーツ・レクリエーション

15-1	動物村のお祭り	68
15-2	障害者スポーツ大会	68
15-3	リズム体操教室	68
15-4	障害児者健康づくり事業	69
15-5	在宅障害者生きがい対策事業	69

16 横須賀市社会福祉協議会

16-1	生活福祉資金貸付相談事業	70
16-2	日常生活自立支援事業	71
16-3	ボランティアの活動支援及び相談	71

＜別冊＞障害者福祉の手引き（資料）

- 1 障害者関係団体
- 2 相談支援事業所
- 3 障害福祉相談員
- 4 障害福祉サービス事業所(居住系・日中活動系・児童通所ほか)
- 5 ヘルパー事業所(居宅介護事業所・移動支援事業所)
- 6 短期入所・日中一時支援
- 7 障害者地域作業所・地域活動支援センター
- 8 地域訓練会実施団体
- 9 横須賀市内の福祉有償運送実施団体一覧
- 10 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)一覧

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g.info/syougaisyahukusinotebiki.html>

から最新の「障害者福祉の手引き（資料）」がご覧いただけます。



障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性があるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			医 療				年 金 ・ 手 当										
			重度障害者医療費	自立支援医療費(更生医療)の支給	自立支援医療(精神通院)の申請	自立支援医療費(育成医療)の支給	障害基礎年金	障害厚生年金	特別障害給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	重度障害者等福祉手当	横須賀市 在宅重度障害者等 神奈川県	心身障害者扶養共済制度	重症心身障害者等介護慰問金	特別児童扶養手当	児童扶養手当
ページ			20	21	21	21	23	23	24	24	25	25	26	27	27	28	29
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級	○	○		○	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○
		2級	○	○		○	△	△	△	△		○	△	○	△	○	○
		3級		○		○	△	△	△			○		○		○	
		4級		○		○		△									
		5級		○		○											
		6級		○		○											
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2級	○	○		○	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○
		3級		○		○	△	△	△			○		○		○	
		4級		○		○		△									
		5級		○		○		△									
		6級		○		○		△									
	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	3級		○		○	△	△	△			○		○		○	
		4級		○		○	△	△	△							△	
	肢 体 不 自 由	1級	○	○		○	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	△
		2級	○	○		○	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	△
		3級		○		○	△	△	△			○		○		△	
		4級		○		○	△	△	△							△	
		5級		○		○		△									
		6級		○		○											
	内 部 障 害	1級	○	○		○	△	△	△	△	△	○	△	○	△	△	△
2級		○	○		○	△	△	△			○	△	○	△	△	△	
3級			○		○	△	△	△			○		○		△		
4級			○		○		△										
療 育 手 帳		A1(20以下)	○				○			△	○	○	△	○	△	○	○
		A2(35以下)	○				○				△	○	△	○	△	○	○
		B1(50以下)					△					○		○		△	
		B2(51以上)					△							○		△	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		1級	△		○		△	△	△	△	△	○	△	△		△	△
		2級			○		△	△	△			○		△		△	
		3級			○		△	△	△					△			
難 病 患 者													△				
所 得 制 限				✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓		✓			✓	✓
そ の 他 の 制 限			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
備 考			65歳以上で手帳新規取得は対象外	手帳の内容と関係のない医療は対象外	医師の診断書に基づき認定されます。	手帳は必須ではありません。					65歳以上で手帳新規取得は対象外	65歳以上で手帳新規取得は対象外	加入者が65歳以上の場合は対象外	障害福祉サービス・介護保険サービスの利用者は対象外			

障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性があるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			税 金								障害福祉サービス							
			所得税の障害者控除	市県民税の障害者控除	市県民税・森林環境税の非課税	相続税の障害者控除	贈与税の非課税	特定障害者に対するマル優・特別マル優	個人事業税の減免	自動車税環境性能割の減免	自動車税種別割	軽自動車税（種別割）の減免	障害福祉サービス	地域生活支援事業	出張理容等サービス	寝具の丸洗い	巡回入浴サービス	IT講師の派遣
ページ			31	31	31	32	32	32	33	33	34	35	36	36	37	37	37	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				○	
		2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				○	
		3級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△					
		4級	○	○	○	○		○	○	△	△	○	△					
		5級	○	○	○	○		○				○	△					
		6級	○	○	○	○		○				○	△					
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△				○	
		3級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△					
		4級	○	○	○	○		○	○			○	△					
		5級	○	○	○	○		○		△	△	○	△					
		6級	○	○	○	○		○				○	△					
	音声・言語機能障害	3級	○	○	○	○		○	○	△	○	○	△					
		4級	○	○	○	○		○	○			○	△					
	肢体不自由	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○
		2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			△	○
		3級	○	○	○	○		○	○	△	△	○	△					
		4級	○	○	○	○		○	○	△	△	○	△					
		5級	○	○	○	○		○		△	△	○	△					
		6級	○	○	○	○		○		△	△	○	△					
	内部障害	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△					
		2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△					
		3級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△					
		4級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△					
療育手帳	A1(20以下)	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	
	A2(35以下)	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○					○	
	B1(50以下)	○	○	○	○	○	○				○	○					○	
	B2(51以上)	○	○	○	○	○	○				○	○						
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	○	○	○	○	○		○	○	○	△					○	
	2級	○	○	○	○	○	○				○	△						
	3級	○	○	○	○	○	○				○	△						
難病患者											○							
所得制限																		
その他の制限					✓	✓	✓			✓	✓			✓	✓	✓		
備考																		

障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性のあるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			補装具・日常生活用具等				外 出 支 援												
			補装具費の支給制度	日常生活用具給付事業	紙おむつの支給	補聴器・中等度難聴児	鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	タクシー運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	のタクシー料金(自動車燃料費)助成	自動車運転訓練費の助成	自動車改造費の助成	指定車禁の止指除定外	駐車区画利用証等度用	施設通所者の交通費助成	
ページ			38	39	40	40	41	42	42	43	44	44	45	46	46	47	48	51	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○			○	○	△	
		2級	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○			○	○	△	
		3級	○	○			○	○	△	○	○	○				○	○	△	
		4級	○	○			○	○	△	○	○	○				△	○	△	
		5級	○	○			○	○		○	○	○						△	
		6級	○	○			○	○		○	○	○						△	
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2級	○	○	○		○	○	△	○	○	○	△			○	○	△	
		3級	○	○			○	○	△	○	○	○				○	○	△	
		4級	○	○			○	○	△	○	○	○						△	
		5級	○	○			○	○		○	○	○					△	△	
		6級	○	○			○	○		○	○	○						△	
	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	3級	△	○			○	○	△	○	○	○						△	
		4級		○			○	○		○	○	○						△	
	肢 体 不 自 由	1級	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		2級	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○	△	○	△	○	△	
		3級	○	○			○	○	△	○	○	○		△	○	△	△	△	
		4級	○	○			○	○	△	○	○	○		△	○	△	△	△	
		5級	○	○			○	○		○	○	○			○		△	△	
		6級	○	○			○	○		○	○	○			○		△	△	
	内 部 障 害	1級	△	○	○		○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		2級	△	○	○		○	○	△	○	○	○	○	○		○	○	△	
		3級	△	○			○	○	△	○	○	○		○		○	○	△	
		4級	△	○			○	○	△	○	○	○		○			○	△	
療 育 手 帳	A1(20以下)		○	○		○	○	△	○	○	○	○			○	○	△		
	A2(35以下)		○	○		○	○	△	○	○	○	○			○	○	△		
	B1(50以下)					○	○	△		○	○						△		
	B2(51以上)					○	○	△		○	○						△		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級					△	△	△		△	○	○			△	○	△		
	2級						△	△		△	○						△		
	3級						△	△		△	○						△		
難 病 患 者		△	○														△		
所 得 制 限		✓	✓												✓				
そ の 他 の 制 限		✓	✓	✓					✓				✓	✓	✓	✓		✓	
備 考					7018歳未満で聴力が30dB以上交付対象とならない方	鉄道会社によって割引内容が異なります。	バス会社によって割引内容が異なります。	航空会社によって割引内容が異なります。		精神手帳はタクシー会社によって割引内容が異なります。		施設によって入所者は対象外					医師の診断書等により交付する場合もあります。		

障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性のあるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			情報・意思疎通支援										公共料金等						
			手話通訳者・要約筆記者の派遣	盲ろう者通訳・介助員の派遣	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	聴覚障害者相談員	110番アプリシステム・FAX110番	FAX119番・NET119サービス	ファクス防災無線放送	ファクス使用料金の助成	聴覚障害者用シールの配布	点字版・録音版広報紙の発行	郵便等による不在者投票	水道料金・下水道使用料の減免	NHK放送受信料の減免		青い鳥郵便はがきの無償配付	盲人用郵便物の無料配達	
ページ			52	52	52	53	53	53	54	54	54	55	56	57	57	57	58	58	
身体障害者手帳	視覚障害	1級		△								○		○	○	○	○	○	
		2級		△								○		○	○	○	○	○	
		3級		△								○			○	○		○	
		4級		△								○			○	○		○	
		5級										○			○	○		○	
		6級										○			○	○		○	
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
		3級	○	△		○	○	○	○	○	○				○	○			
		4級	○	△		○	○	○	○		○				○	○			
		5級													○	○			
		6級	○			○	○	○	○		○				○	○			
	音声・言語機能障害	3級	○			○	○	○		○					○				
		4級	○			○	○	○							○				
	肢体不自由	1級												△	○	○	○	○	
		2級												△	○	○	○	○	
		3級														○			
		4級														○			
		5級														○			
		6級														○			
	内部障害	1級												△	○	○	○	○	
		2級												△	○	○	○	○	
		3級												△		○			
		4級														○			
療育手帳	A1(20以下)													○	○	○	○		
	A2(35以下)													○	○	○	○		
	B1(50以下)														○				
	B2(51以上)														○				
精神障害者保健福祉手帳	1級													○	○	○			
	2級														○				
	3級														○				
難病患者																			
所得制限										✓					✓				
その他の制限				✓	✓									✓	✓		✓		
備考			聴覚・音声・言語機能障害のみ	視覚と聴覚の重複による障害程度が2級以上の手帳取得者がことが困難な方	失語症により意思疎通を図ることが困難な方	聴覚・音声・言語機能障害のみ	聴覚・音声・言語機能障害のみ	聴覚・音声・言語機能障害のみ	聴覚・音声・言語機能障害のみ	聴覚・音声・言語機能障害のみ				65歳以上で手帳新規取得は対象外	世帯構成員全て非課税	世帯主かつ契約者			

障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性のあるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			公 共 料 金 等					住 宅 相 談				就 労 ・ 雇 用 支 援				
			ふれあい案内(無料番号案内)	携帯電話の基本使用料等の割引	障害者温水訓練室	県立文化施設の入場料免除	市立施設の使用料の減免	住宅設備の改良費補助	市営住宅の当選率の優遇	県営住宅家賃の減免	U R 賃 貸 住 宅 入居者募集にかかる優遇	職業訓練	資金障害者の技能習得援助	視覚障害者雇用奨励金	障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成	身体障害者更生訓練費
ページ			58	59	59	60	60	62	63	63	64	65	66	67	67	67
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△		△
		2級	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△		△
		3級	○	○	○	○	○		○	△	○	○	△			△
		4級	○	○	○	○	○		○	△	○	○	△			△
		5級	○	○	○	○	○					○	△			△
		6級	○	○	○	○	○					○	△			△
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2級	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○				△
		3級	○	○	○	○	○		○	△	○	○				△
		4級	○	○	○	○	○		○	△	○	○				△
		5級		○	○	○	○					○				△
		6級	○	○	○	○	○					○				△
	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	3級	○	○	○	○	○		○	△	○	○				△
		4級	○	○	○	○	○		○	△	○	○				△
	肢 体 不 自 由	1級	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△
		2級	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△
		3級		○	○	○	○		○	△	○	○		△	△	△
		4級		○	○	○	○		○	△	○	○				△
		5級		○	○	○	○					○				△
		6級		○	○	○	○					○				△
	内 部 障 害	1級		○	○	○	○	○	○	△	○	○				△
		2級		○	○	○	○	○	○	△	○	○				△
		3級		○	○	○	○		○	△	○	○				△
		4級		○	○	○	○		○	△	○	○				△
療 育 手 帳	A1(20以下)		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○		
	A2(35以下)		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○		
	B1(50以下)		○	○	○	○	○		○	△		○		○		
	B2(51以上)		○	○	○	○	○		○			○		○		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級		○	○	○	○	○		○	△	○	○		○		
	2級		○	○	○	○	○		○	△	○	○		○		
	3級		○	○	○	○	○		○		△	○		○		
難 病 患 者				○					○			△				
所 得 制 限								✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓
そ の 他 の 制 限					✓			✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
備 考				携帯電話の基本使用料等について割引内容が異なります。			自転車等駐車場は身体障害者手帳取得者のみ					障害者限定訓練以外の訓練もあります。				

障害程度別該当事業一覧表

(○は該当するもの、△は年齢制限・所得制限・部位等の基準やその他の制限付きで該当の可能性があるもの)

※ ただし、○が付いていても一部制限がある場合がありますので、詳しくは各案内をご確認ください。

制度 障害種別			行事・スポーツ・レクリエーション				
			動物村のお祭り	障害者スポーツ大会	リズム体操教室	障害児者健康づくり事業	在宅障害者生きがい対策事業
ページ			68	68	68	69	69
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	△	△	△	△
		2級	○	△	△	△	△
		3級	○	△	△	△	△
		4級	○	△	△	△	△
		5級	○	△	△	△	△
		6級	○	△	△	△	△
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	△	△	△	△
		3級	○	△	△	△	△
		4級	○	△	△	△	△
		5級	○	△	△	△	△
		6級	○	△	△	△	△
	音声・言語機能障害	3級	○	△	△	△	△
		4級	○	△	△	△	△
	肢体不自由	1級	○	△	△	△	△
		2級	○	△	△	△	△
		3級	○	△	△	△	△
		4級	○	△	△	△	△
		5級	○	△	△	△	△
		6級	○	△	△	△	△
	内部障害	1級	○	△	△	△	△
		2級	○	△	△	△	△
		3級	○	△	△	△	△
		4級	○	△	△	△	△
療育手帳	A1(20以下)	○	△	△	△	△	△
	A2(35以下)	○	△	△	△	△	△
	B1(50以下)	○	△	△	△	△	△
	B2(51以上)	○	△	△	△	△	△
精神障害者保健福祉手帳	1級	○	△	△			
	2級	○	△	△			
	3級	○	△	△			
難病患者者			○				
所得制限							
その他の制限				✓	✓	✓	✓
備考							

1 相談窓口

1-1 障害福祉課（横須賀市福祉事務所） 市役所 分館 1階

障害者福祉の中心的役割として、各専門機関と連携を図りながら、生活上のいろいろな相談に応じています。

問い合わせ

障害福祉課

TEL 046-822-8248 (障害者手帳に関すること)
TEL 046-822-8385 (重度障害者医療に関すること)
TEL 046-822-8249 (障害福祉サービス利用に関すること)
TEL 046-822-9834 (障害支援区分に関すること)
TEL 046-822-9837 (就労支援に関すること)
TEL 046-822-9488 (障害福祉サービスの請求に関すること)
TEL 046-822-9398 (障害者福祉計画に関すること)

1-2 横須賀市児童相談所

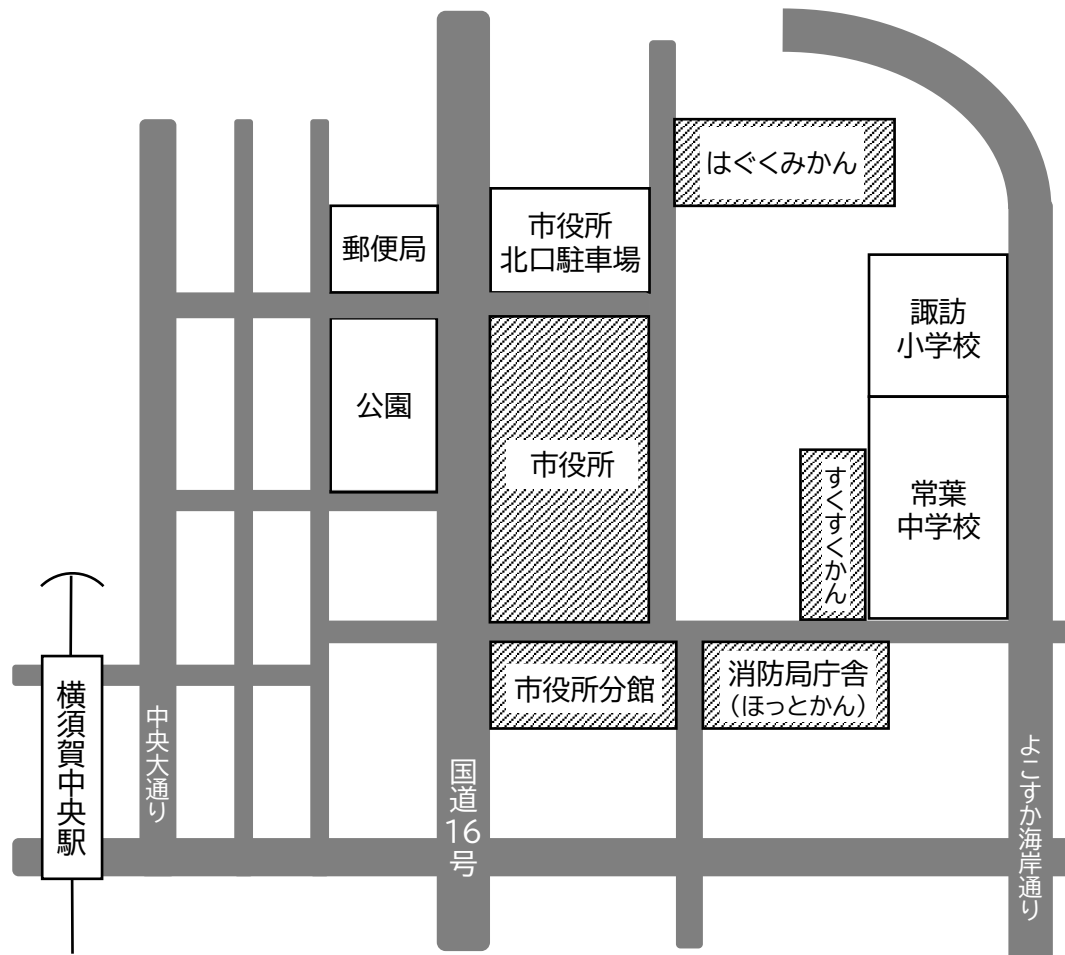
はぐくみかん 3階

18歳未満の児童に関する相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。

問い合わせ

児童相談課

TEL 046-820-2323

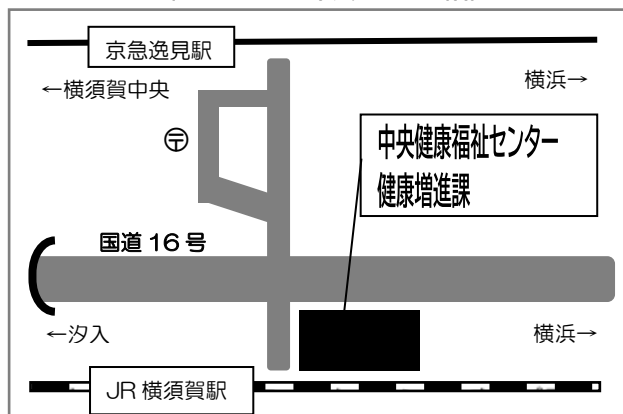


1-3 健康福祉センター・福祉の総合相談窓口 ほっとかん・健康増進課

地域における障害児者、妊産婦、乳幼児、児童、高齢者の保健や在宅ケアなどについて相談・指導にあたっています。

名称	住所	電話
中央健康福祉センター	西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階	046-824-7632
北健康福祉センター	船越町6-77 田浦行政センター2階	046-861-4118
南健康福祉センター	久里浜6-14-2 久里浜行政センター2階	046-836-1511
西健康福祉センター	長坂1-2-2 西行政センター1階	046-856-0719
福祉の総合相談窓口 ほっとかん	小川町 11 番地 消防局庁舎1階	046-822-9613
健康増進課	西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階	046-822-8135

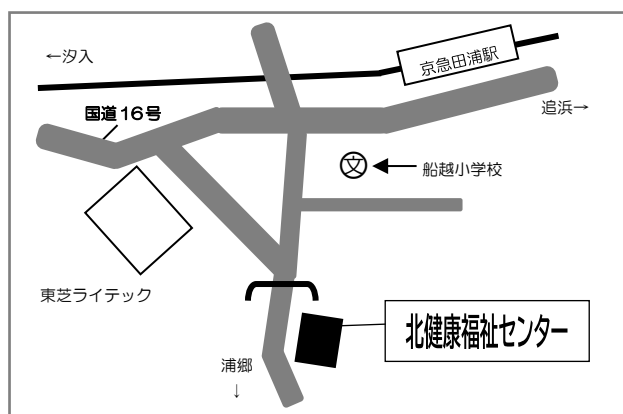
中央健康福祉センター・健康増進課
(ウェルシティ市民プラザ3階)



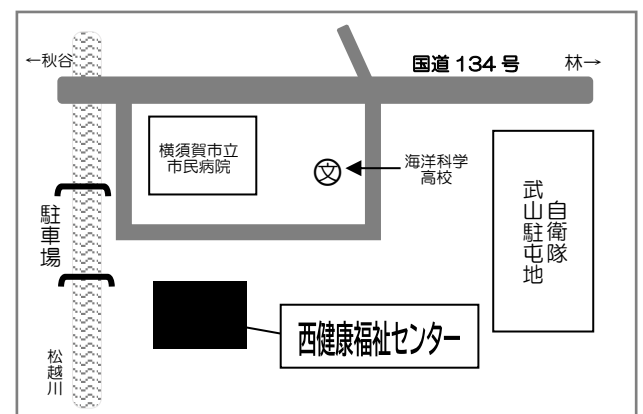
南健康福祉センター(久里浜行政センター2階)



北健康福祉センター(田浦行政センター2階)



西健康福祉センター(西行政センター1階)



1-4 障害者相談サポートセンター

相談に応じて適切な専門機関や事業所の紹介を行います。本人や家族及び支援者の思いを共有したり、役割分担したりするお手伝いを行います。本人・家族・支援者が集まり、話し合うこと(チームアプローチ)を行うことで、よりよい支援につなげることができます。

また、仲間づくりや日中活動の場を提供するセンターもあります。

名称	住所・連絡先	開所日・時間	担当地区
田浦障害者相談サポートセンター	横須賀市田浦町 2-80-1 TEL 046-861-9792 FAX 046-861-9767	月～土 9:00～17:00 【日中活動】:なし	追浜 田浦 逸見
久里浜障害者支援センター ゆんるり	横須賀市久里浜 4-2-4 リバーサイド久里浜 1 階 TEL 046-838-4616 FAX 046-838-4617	月～金、日 9:30～17:30 【日中活動】:あり 月、火、木、金、日 9:30～15:30	浦賀 久里浜
衣笠障害者相談サポートセンター 相談室 あすなろ	横須賀市公郷町 2-7-19 TEL 046-853-3415 FAX 046-854-8511	月～土 9:00～17:00 【日中活動】:なし	衣笠
チームブルーよこすか 障害者相談サポートセンター	横須賀市安浦町 1-22-1 安浦町1丁目アパート 101 TEL 046-874-8407 FAX 046-874-9150 【日中活動】 横須賀市 長沢 1-13-3 2 階 TEL 046-874-6003 FAX 046-874-6003	月～土 9:00～17:00 【日中活動】:あり 火～土 10:00～16:00	本庁 大津
支援センターライフゆう	横須賀市湘南国際村 1-4-6 TEL 046-857-0551 FAX 046-857-0552	月～土 9:00～17:00 (予定) 【日中活動】:なし	北下浦 西

問い合わせ 障害福祉課 計画係 TEL 046-822-8144

1-5 その他（障害者関係団体・相談支援事業・障害福祉相談員）

<別冊>「障害者福祉の手引き(資料)」参照

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g.info/syougaisyahukusinotebiki.html>

から最新の「障害者福祉の手引き(資料)」をご覧ください。



問い合わせ 各団体・事業者等にお問い合わせください。

2 専門機関

2-1 横須賀市療育相談センター (運営：社会福祉法人青い鳥)

身

知

発達の遅れや障害のあるお子さんを対象としたセンターです。

主に乳幼児期から就学前までのお子さんに対しては、療育相談・診療・各種教室の実施や通園支援などを行い、就学後からおおむね18歳までのお子さんに対しては、相談・診療を行います。利用されるお子さんご家族が、安心して生活できるように援助を行うとともに、地域における様々な療育活動を支援します。

横須賀市療育相談センターには、地域生活支援部門・診療部門・通園部門の3つの療育機能があります。まずはお電話でご相談ください。

対象者	おおむね18歳までの児童
-----	--------------

(1) 地域生活支援部門

福祉制度も含めたお子さんへの様々なご相談に応じる相談窓口です。また、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成や、健康福祉センター、児童相談所、保育園・幼稚園・こども園、学校などと連携をとり、お子さんへの支援を行います。

①面談 (予約制)	ソーシャルワーカーがご相談をお伺いします。 必要に応じて、心理士による発達検査のご案内をします。
②親子教室 (無料)	ことばが遅い、うまく遊べないなど、発達に心配のあるお子さんと保護者が参加して楽しく遊び、学んでいく教室です。 健康福祉センターなどからの紹介や診療後の相談の中で療育プログラムとしてご案内します。
③早期療育教室・療育教室 (有料)	発達の遅れや障害のあるお子さんの療育支援のための教室です。 診療後の相談の中で療育プログラムとしてご案内します。

(2) 診療部門

発達障害のお子さんに対する相談・評価・診療と専門職による支援を行います。

①診療 (予約制)	専門医が診察を行います。 健康保険法の規定による自己負担があります。
②専門職による支援	専門医による診療の結果を基に、必要に応じて、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援を行います。

(3) 通園部門(児童発達支援センター)

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために、個別支援計画を作成し、一人ひとりのお子さんに応じた療育支援を行います。

問い合わせ

横須賀市療育相談センター(横須賀市小川町16番地 はぐくみかん)
TEL 046-822-6741

2-2 神奈川県立総合療育相談センター

身 知

主として18歳以上の障害者を対象として、医師・福祉司・心理職能判定員などが専門的な立場から、いろいろな相談・指導を行っています。

問い合わせ

神奈川県立総合療育相談センター(藤沢市亀井野 3119)
TEL 0466-84-5700

2-3 神奈川県精神保健福祉センター

知 精

精神保健及び精神障害者福祉に関する総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動の拠点となり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談事業、市保健所、県保健福祉事務所(同センター含む)等に対する技術指導、技術援助を行っています。

問い合わせ

神奈川県精神保健福祉センター(横浜市港南区芹が谷2-5-2)
TEL 045-821-8822

2-4 三浦半島地域障害者歯科診療所

身 知

(1) 障害児歯科検診

日ごろから障害児の歯科診療に携わる歯科医師が、虫歯の有無、口腔内の様子を確認し、健診結果を説明します。(検診は無料です。歯垢や虫歯の治療が必要な場合は、別途、保険診療(有料)となります。)

対象者	横須賀市内在住で、発達の遅れや障害がある未就学児
予約受付	月～金曜日9:00～17:00 (TEL 046-823-0062) (祝日と年末年始は除きます。)
検診日程	6・7月、9月～翌年3月の毎月第3木曜日(7月のみ第4木曜日) 14:00～16:00 (1回 20分位)

(2) 障害者歯科診療

心身に障害のある方の歯科診療を行っています。

対象者	三浦半島地域(横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町)に在住の障害児者 ※ 入院などを要する方は除きます。
予約受付	火・木曜日 13:00～17:00 (火・木曜日が祝日の場合は休診、お盆・年末年始に休診日あり。) (TEL 046-823-0055)
診療	火・木曜日 13:00～17:00 (火・木曜日が祝日の場合は休診、お盆・年末年始に休診日あり。)

問い合わせ

横須賀市歯科医師会 横須賀口腔衛生センター内
(横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 2 階)
TEL 046-823-0055

3 障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得すると、障害の程度に応じて、法律などによって援護(サービス)が受けられるようになります。

障害者手帳は、紙形式とカード形式のどちらかを選択することができます。

※ 紙形式とカード形式の両方は持てません。

※ カード形式の障害者手帳は顔写真が白黒となります。なお、手帳カバーはつきません。

3-1 身体障害者手帳

身

対象者	視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に身体障害者福祉法に定める永続する障害がある方
等級	障害の程度によって1級から6級まで区分されます。 (「身体障害者障害程度等級」13・14 ページ参照)
申請に必要なもの	● 指定医師の診断書※ ● 顔写真1枚(縦4cm×横3cm) ● 個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

※ 指定医師については市 HP をご覧になるか障害福祉課にお問い合わせください。
https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/shitei15jo_1.html



手帳の再交付などの手続きに必要なもの

○…必要なもの

	手帳	顔写真	指定医師の診断書	個人番号
手帳をなくしたとき (紛失再交付の場合、 警察の遺失届受理番号が必要)		○		○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○		○
写真を新しくしたいとき	○	○		○
障害の程度が変わったとき	○	○	○	○
違う障害を加えるとき	○	○	○	○
住所、氏名などが変わったとき	○			○
本人が死亡したとき	○			

※ 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類(委任状等)が必要です。
(住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。)

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8248

身体障害者障害程度等級

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がるものが困難なもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショバー関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害	
備考	①同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ②異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 ③「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。						

級別	肢体不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
備考	④「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑤上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 ⑥下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。								

3-2 療育手帳

知

知的障害者が、一貫した療育・援護を受けられ、各種サービスが受けやすくなります。

対象者	横須賀市児童相談所または神奈川県立総合療育相談センターにおいて、知的障害があると判定された方
障害程度	療育手帳判定基準を参照
申請に必要なもの	●申請書 ●顔写真1枚(縦 4cm×横 3cm) ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

手帳の再交付などの手続きに必要なもの

○…必要なもの

	手帳	顔写真	個人番号
転入したとき	○	注1	注1
手帳をなくしたとき (紛失再交付の場合、警察の遺失届受理番号が必要)		○	○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○	○
写真を新しくしたいとき 手帳を作り直したいとき注2	○	○	○
紙形式の手帳 住所、氏名、保護者が変わったとき	○		
カード形式の手帳 住所が変わったとき	○		
カード形式の手帳 氏名、保護者が変わったとき	○	○	○
手帳を返還したいとき	○		
本人が死亡したとき	○		

注1 転入時の状況により必要な手続きが異なります。詳しくはお問い合わせください。

注2 県外で交付された手帳(横浜市、川崎市、相模原市を含む)を神奈川県の手帳に作り直したいときは、別途書類が必要になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

療育手帳判定基準

障害程度			判定の基準
最重度	A1	1	標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「指数」という。)が、おおむね20以下のもの
		2	指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級(以下「障害等級」という。)の1級、2級又は3級に該当するもの
重度	A2	1	指数がおおむね21以上35以下のもので、上記 A1に該当しないもの
		2	指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの
中度	B1		指数がおおむね36以上50以下のもので、上記 A2に該当しないもの
軽度	B2	1	指数がおおむね51以上のもの
		2	指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断があり、県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの

※ 神奈川県療育手帳制度実施要綱「療育手帳判定基準」別表より

問い合わせ <判定に関する相談>
(18歳未満)横須賀市児童相談所 TEL 046-820-2323
(18歳以上)障害福祉課 地区担当のケースワーカー TEL 046-822-8249

3-3 精神障害者保健福祉手帳

精

精神障害者に対して交付される手帳で、2年ごとに更新が必要です。

更新手続きは有効期限の3か月前から申請することができます。

＜注意事項＞手帳を申請してから交付されるまでには、約3か月かかります。

対象者	精神の疾患で、日常生活に支障がある方 【対象となる精神疾患】 統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、中毒性精神病、発達障害など
等級	1級(日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの) 2級(日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの) 3級(日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの) ※ 審査・判定は神奈川県が行います。 ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条より
申請に必要なもの	下表のとおり
窓口	障害福祉課

※ 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類(委任状等)が必要です。
(住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。)

手帳申請などの手続きに必要なもの

○…必要なもの

		手帳	顔写真	年金証書 または 受給資格 者証	年金振込 はがき	手帳用 診断書	個人 番号
初めて手 帳を申請 するとき	障害基礎年金または 特別障害給付金を 受給している方		○	○	○		○
	上記を受給して いない方		○			○	○
手帳を 更新する とき	障害基礎年金または 特別障害給付金を 受給している方	○	○	○注	○注		○
	上記を受給して いない方	○	○			○	○
手帳をなくしたとき (紛失再交付の場合、警察の遺失 届受理番号が必要)			○				○
手帳が破れたり、汚れたとき		○	○				○
住所、氏名などが変わったとき		○					○
本人が死亡したとき		○					

注 更新申請・再承認申請・等級変更の方で、以前に年金情報照会により精神障害者保健福祉手帳を取得したことがある方は、個人番号で照会することができますが、障害年金の支給機関を同意書に記入していただきますので、年金の種類(年金コード)を年金証書等で確認してからご来庁ください。

※ 自立支援医療(精神通院)の支給認定申請をする場合は、別途書類等が必要となります。

(21ページ 5-3「自立支援医療(精神通院)の申請」参照)

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8248

3-4 障害者手帳アプリ「ミライロID」

身

知

精

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をアプリ内に登録し、その登録画面を提示することで、障害者割引等を受けることができます。

提示先によってはミライロIDが認められない場合がありますので、障害者手帳も携帯してください。

登録方法等はミライロ ID のホームページ <https://mirairo-id.jp> をご覧ください。

問い合わせ

ミライロ ID ヘルプセンター <https://help.mirairo-id.jp/hc/ja>

4 相談支援・指導

4-1 相談支援事業

身 知 精 難

長期の入院や入所から地域で暮らすために障害福祉サービスを利用する方や通常的に障害福祉サービスを利用している方に、相談に応じてサービス等利用計画書を作成します。

対象者	障害福祉サービスを利用している方及び家族	
手続き	障害福祉課にお問い合わせください。	
相談先	<別冊>「障害者福祉の手引き(資料)」の「相談支援事業」をご参照ください。 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/g_info/syougaisyahukusinotebiki.html から最新の「障害者福祉の手引き(資料)」をご覧ください。	

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249

4-2 成年後見制度利用支援事業

知 精

4親等内の親族などによる申立てが難しい方に対して、市長が当事者に代わって家庭裁判所へ成年後見制度の審判申し立てを行います。

また、市長申立事件及び家庭裁判所から専門職団体への推薦依頼または家庭裁判所からの指名打診による法定後見事件における被後見人等であって、資力のない方に対しては、報酬助成を行います。

対象者	判断能力が不十分で、成年後見人等の選任が必要な知的障害者及び精神障害者であって、支援できる親族のいない方
窓口	<知的障害者> 障害福祉課 <精神障害者> 保健所保健予防課(横須賀市西逸見町 1-38-11)

問い合わせ <知的障害者> 障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249
 <精神障害者> 保健所保健予防課 TEL 046-822-4336
 <報酬助成> 地域福祉課 成年後見センター TEL 046-822-9613

4-3 身体障害者更生相談会(予約制)

身

障害者の便宜を図るため、次のとおり更生相談会を実施しています。

	肢体不自由者の補装具巡回相談会	耳の聞こえ相談
対象者	補装具の同型再作製・修理を希望する方	聴力の低下を感じる方
内容	県立総合療育相談センターの医師などによる補装具の判定など。 毎月1回(原則 第1水曜日)	聴力検査を行い、現在の聞こえの状態について説明します。 必要に応じて医療機関をご紹介します。 奇数月(原則 第3水曜日)
手続き	要予約(事前に障害福祉課にお問い合わせください。)	
会場	総合福祉会館(横須賀市本町 2-1)	

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

4-4 知的障害者巡回相談会

知

県立総合療育相談センターの精神科医師・心理判定員・ケースワーカーなどが総合的判定・指導・助言を行います。

対象者	療育手帳の新規交付を希望する方 または、支援に関して専門的知見を必要とする知的障害者
-----	---

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249

4-5 重症心身障害児者の相談・指導事業

身

知

専門の医師や施設職員(看護師等)が希望される各家庭を訪問し、助言などを行います。

対象者	医学的な管理指導や日常生活の療育指導を必要とする家庭 (身体障害及び知的障害がある方)
-----	--

問い合わせ 児童相談所 TEL 046-820-2323

4-6 家族短期入所・一日施設利用

知

保護者とともに施設に宿泊あるいは日帰りで生活を体験し、保護者が障害を正しく理解するための機会を提供します。

対象者	知的障害児・者
備考	宿泊の場合は障害福祉サービス受給者証の「短期入所」が利用できます。 食費・光熱費については実費負担となります。

問い合わせ 七沢学園 TEL 046-249-2307 (厚木市七沢 516 番地)

4-7 施設等機能訓練等訪問相談事業

身

理学療法士が訓練・補装具等使用に関する助言や相談等を行います。

対象者	肢体不自由児者
-----	---------

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

4-8 訪問指導事業

身

知

精

保健師・管理栄養士などが訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な助言や指導を行います。

対象者	療養上の保健指導が必要である40～64歳の方とその家族
-----	-----------------------------

問い合わせ 健康増進課 TEL 046-822-8135

4-9 民生委員児童委員

身

知

精

「住民の身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」として、担当区域において見守りや、生活上の心配ごとなどの相談に応じます。

問い合わせ <担当の民生委員児童委員の氏名・連絡先>
福祉総務課 TEL 046-822-8245
社会福祉協議会(民生委員児童委員協議会事務局) TEL 046-821-1301

5 医療

「健康保険の資格が分かるもの」とは

次のいずれかをご用意ください。

- ① 健康保険の「被保険者証」、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
- ② マイナンバーカードを持参のうえ、ご自身の携帯電話などでマイナポータルにアクセスし健康保険の情報を提示する。(4桁の暗証番号が必要です。)
- ③ ②の内容を印刷したもの

5-1 重度障害者医療費の助成

身 知 精

重度の障害のある方が保険診療(医療保険)を受けた場合に、医療費の一部を助成します。

市から交付される受給者証を神奈川県内の医療機関の窓口で、健康保険の資格が分かるものと一緒に提示することで一定の自己負担金にて受診することができます。

対象者	●身体障害者手帳(1級・2級)取得者 ●知能指数35以下の方 ●精神障害者保健福祉手帳(1級)取得者(入院を除く。) ●身体障害者手帳3級取得者かつ知能指数50以下の方 ※ 平成26年(2014年)10月1日以降に、<u>65歳以上で初めて障害者手帳等の申請をされた方は対象外</u>です。
内容	病院などで診療を受けた場合に一部負担金を助成します。 ※ 育成医療・更生医療及び特定医療費(指定難病)医療、小児慢性特定疾病の一部負担金も対象 <対象外> 食事療養費負担分、生活療養費及び保険適用外の医療費
手続きに必要なもの	○障害者医療費受給者証の交付の場合 ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●健康保険の資格が分かるもの ○償還払い申請の場合 ※県外の医療機関を受診した場合等 ●一部負担金の領収書(対象者氏名・保険診療の内容が記載されているもの) ●障害者医療費受給者証 ●健康保険の資格が分かるもの ●障害者本人名義の預貯金通帳 注1: 受診者名、医療機関名、診療日、保険総点数、自己負担額が記載されていない簡易な領収書は不可 注2: 受診日から2年を経過したものは、対象外
窓口	障害福祉課

<備考> 満65歳以上の方は申請によって後期高齢者医療制度に加入できます。

(22ページ 5-5「後期高齢者医療制度の加入」参照)

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

5-2 自立支援医療費（更生医療）の支給

身

身体障害者の障害の軽減、又は進行の防止、機能回復を図るために必要な医療費について助成します。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法など）

対象者	<18歳以上> ●身体障害者手帳取得者
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●医師の意見書 ●健康保険の資格が分かるもの ●市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の方の分は不要） ●特定疾病療養受療証（お持ちの方） ●個人番号（個人番号カードなど）
窓口	障害福祉課

<備考>①一部自己負担があります。
②事前に医療機関で相談のうえ、障害福祉課へ。
③指定医療機関については、障害福祉課にお問い合わせください。
④手術、治療を行う前に申請が必要です。

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

5-3 自立支援医療（精神通院）の申請

精

精神による疾患で、通院療養が継続的に必要な方の通院医療に係る医療費（薬剤費等も含む）の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

対象者	●精神疾患で医療機関に通院している方
手続きに必要なもの	●医師の診断書（更新申請の場合、診断書の提出は2年に1度） ●健康保険の資格が分かるもの ●病院と薬局の名称・所在地の分かるもの ●市民税課税（非課税）証明書（同一健康保険加入者全員の分、ただし過去1年半以上市内在住の方の分は不要） ●個人番号（個人番号カードなど、同一保険加入者全員の分）
窓口	障害福祉課

※ 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8248

5-4 自立支援医療費（育成医療）の支給

身

障害の除去・軽減を目的とした治療の費用を助成します。一部自己負担があります。

対象者	<18歳未満の児童> ●肢体不自由 ●視覚障害 ●聴覚または平衡機能障害 ●音声・言語・そしゃく機能障害 ●内部障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓機能障害など） ●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ●現存する疾病を放置すると将来これらの障害を残すと認められる児童
手続きに必要なもの	●申請書 ●医師の意見書 ●健康保険の資格が分かるもの ●個人番号（個人番号カードなど）
窓口	●こども給付課 ●中央健康福祉センター ●北健康福祉センター ●南健康福祉センター ●西健康福祉センター

問い合わせ こども給付課 TEL 046-822-9729

5-5 後期高齢者医療制度の加入

身 知 精

障害者本人の世帯状況や本人及び同一世帯の方の所得の状況により、医療機関を受診された際の医療費の自己負担割合が1割または2割となります。(一定以上の所得がある方は3割負担となります。)自己負担割合及び保険料の試算については、事前に健康保険課後期高齢者医療係にてご確認ください。

対象者	●65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方
手続きに必要なもの	●健康保険の資格が分かるもの ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●障害基礎年金の国民年金証書
窓口	健康保険課 後期高齢者医療係

問い合わせ 健康保険課 後期高齢者医療係 TEL 046-822-8272

5-6 特定医療費（指定難病）医療費助成

難

厚生労働省が定める「指定難病」には医療費助成があります。令和7年4月現在348の疾病が対象となっており、受給には申請が必要です。一部自己負担があります。

対象者	●指定難病に罹患している方
手続きに必要なもの	●診断書 ●申請書(指定難病医療費支給認定用) ●健康保険の資格が分かるもの ●市町村民税の課税状況の確認書類 ●世帯全員の住民票の写し ※ 申請者の状況により異なりますので、事前にお問い合わせください。
窓口	保健所保健予防課(横須賀市西逸見町 1-38-11)

問い合わせ 保健所保健予防課 TEL 046-822-4385

5-7 小児慢性特定疾病医療費助成

難

対象疾病に対する治療費を助成します。一部自己負担があります。

対象者	●悪性新生物 ●慢性腎疾患 ●慢性呼吸器疾患 ●慢性心疾患 ●内分泌疾患 ●膠原病 ●糖尿病 ●先天性代謝異常 ●血液疾患 ●免疫疾患 ●神経・筋疾患 ●慢性消化器疾患 ●染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ●皮膚疾患 ●骨系統疾患 ●脈管系疾患の各疾患に罹患している児童など
手続きに必要なもの	●申請書 ●医師の意見書 ●同意書(保険者照会用) ●同意書(治療研究用) ●印鑑 ●健康保険の資格が分かるもの ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	●こども給付課 ●中央健康福祉センター ●北健康福祉センター ●南健康福祉センター ●西健康福祉センター

問い合わせ こども給付課 TEL 046-822-9729

6 年金・手当

6-1 障害基礎年金

身 知 精

公的年金(国民年金)に加入の方、又は20歳に到達する前や加入していた方が65歳前に、病気やけがで年金法上に定める障害程度となった時に支給されます。

対象者	次の①～③の条件全てに当てはまる方 ①障害の原因となった病気やけがの初診日が、「国民年金加入中の期間」「20歳前の年金制度に加入していない期間」「日本国内に在住していた60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間」のいずれかにあること (老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。) ②初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていること (20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。) ③初診日から1年6か月を経過した日(一部例外あり)において、一定の障害の状態にあること (この時点の障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、年金を受け取ることができる場合があります。) ※ 65歳を過ぎてから障害状態となった方は、原則として対象になりません。
年金額	令和7年度年額 1級 1,039,625円 2級 831,700円 ※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。 ※ 年金額は法改正により改定される場合があります。 ※ 年金の支払いは、年6回、偶数月に各2か月分ずつ支給されます。
窓口	横須賀年金事務所(横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀) 又は 窓口サービス課

問い合わせ

横須賀年金事務所 TEL 046-827-1251
窓口サービス課 TEL 046-822-8235
※ ご相談は予約制ですので、お問い合わせの上ご来所ください。

6-2 障害厚生年金

身 知 精

対象者	次の①～③の条件全てに当てはまる方 ①障害の原因となった病気やけがの初診日が、「厚生年金加入中の期間」にあること ②初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていること ③初診日から1年6か月を経過した日(一部例外あり)において、一定の障害の状態にあること (この時点の障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、年金を受け取ることができる場合があります。) ※ 65歳を過ぎてから障害状態となった方は、原則として対象になりません。
年金額	年金額などについては、年金事務所にお問い合わせください。 ※ 身体障害者手帳の等級とは異なります。

問い合わせ

横須賀年金事務所(横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀)
TEL 046-827-1251

6-3 特別障害給付金

身 知 精

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して福祉的措置として創設されたのが「特別障害給付金制度」です。

対象者	病気やけがが原因で現在障害基礎年金 1 級・2 級相当の障害状態にあって、下記 1～3いずれかの理由のため、20歳以上だが国民年金に加入しなかった期間中に初診日がある方 1. 昭和61年3月以前に、学生だった期間 (夜間制、通信制、専修学校、各種学校の学生を除きます。) 2. 昭和61年4月から平成3年3月の間に、学生(一部業種の各種学校を含む)だった期間 (夜間制、通信制の学生を除きます。) 3. 昭和61年3月以前に、被用者年金(厚生年金・共済組合等)に加入していた方の配偶者だった期間 ※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方を除きます。 ※ 65歳を過ぎてから障害状態となった方は、原則として対象になりません。
給付額	令和7年度 基本月額 1 級 56,850円 2 級 45,480円 ※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。 ※ 給付額は法改正により改定される場合があります。
窓口	横須賀年金事務所(横須賀市米が浜通 1-4 Flos 横須賀)又は 窓口サービス課

※ 給付金を受けるためには、国の認定が必要です。

問い合わせ

横須賀年金事務所 TEL 046-827-1251
窓口サービス課 TEL 046-822-8235

6-4 特別障害者手当

身 知 精

対象者	原則として次の条件の全てに該当する方 ●特別障害者手当認定基準に該当すること (重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあること) ●20歳以上であること ●施設に入所していないこと ●病院または診療所に引き続き3か月以上入院していないこと ●本人または本人を扶養している方の所得が定められた限度額以下であること
手当額	月額 29,590 円(令和7年4月1日改正 物価指数等による見直しがあります。) ・手当の認定は申請日の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回 ・振込日は通常10日(土日祝日の場合は直前の金融機関営業日)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●診断書(所定用紙) ●年金証書 ●本人名義の預貯金通帳(コピー可) ●所得証明書 ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

6-5 障害児福祉手当

身 知 精

対象者	原則として次の条件の全てに該当する方 ●日常生活において常時の介護を必要とする状態にあること (身体障害児の場合は1級と2級の一部、知的障害児の場合は知能指数20以下程度) ●20歳未満であること ●施設に入所していないこと ●本人または本人を扶養している方の所得が定められた限度額以下であること ●障害年金など、定められた年金を受給していないこと
手当額	月額 16,100 円(令和7年4月1日改正 物価指数等による見直しがあります。) ・手当の認定は申請日の翌月分からで、支払いは、2月・5月・8月・11月の年4回 ・振込日は通常10日(土日祝日の場合は直前の金融機関営業日)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●診断書(所定用紙) ●本人名義の預貯金通帳(コピー可) ●所得証明書 ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

6-6 横須賀市重度障害者等福祉手当

身 知 精

	対象者	手当額	備考
在宅 重度障害者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 ●知能指数35以下の方 ●身体障害者手帳 3 級及び知能指数50以下の方 ●精神障害者保健福祉手帳1級取得者	月額 5,000 円	【支払い】 2月・5月・8月・ 11月の年4回 振込日は通常 10日(土日祝日 の場合は直前の 金融機関営業日)
在宅 中度障害者	●身体障害者手帳 3 級取得者 ●知能指数50以下の方 ●精神障害者保健福祉手帳 2 級取得者	月額 4,000 円	

<対象外>・障害者関係施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウスに入所している方
・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者
・平成20年7月1日以降に65歳以上で初めて身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の申請をされた方

手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●本人名義の預貯金通帳(コピー可)
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

6-7 神奈川県在宅重度障害者等手当

身

知

精

対象者	基準日(支給年度の8月1日)時点で下記1～5の全ての要件を満たす方で、定められた申請期間中(毎年8月1日から9月10日)に申請書または現況届を提出された方 1. 障害要件 次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳 1 級または 2 級で、かつ知能指数50以下の方 ・身体障害者手帳 1 級または 2 級で、かつ精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級で、かつ知能指数35以下の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級で、かつ身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数 50以下の方 ・特別障害者手当または障害児福祉手当を受給し、申請年度の8月分の支給を受けている方 2. 年齢要件 次のうちいずれかにあてはまる方 ・65歳よりも前に、身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 ・65歳よりも前に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 ・65歳よりも前に、療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障害者と判定された方 ・65歳よりも前に、特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方 ・平成21年度に県の手当を受給された方 3. 在住要件 基準日時点で、6か月以上神奈川県内に継続してお住まいの方 4. 在宅要件 基準日の前日までの1年間(前年の8月1日から当年の7月31日)に、継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院(入所)していない方 転院した場合や入所している施設を移られた場合も、帰宅されていない時は継続していることになります。 5. 所得要件 所得による支給制限があります。 前年所得が基準となる額を超えた場合には、支給が停止されます。 注)基準となる額は、20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。
手当額	年額 60,000 円 (毎年1月に一括で支給)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●本人名義の預貯金通帳(コピー可) ●所得証明書 ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385
 <制度について> 神奈川県障害福祉課
 TEL 045-210-4720

6-8 心身障害者扶養共済制度

身 知 精

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者	次の全ての要件を満たしている保護者 ・障害のある方(※障害のある方の範囲参照)を扶養している保護者であること ・神奈川県内に住所があること ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること ・特別な病気や障害がなく、健康であること ・障害のある方1人に対して加入できる保護者は1人であること
掛金・年金額	・掛金の額は加入時の保護者の年齢により異なります。 ・障害のある方に支給される年金額 一口につき月額 20,000 円 (非課税、年金を受ける権利は相続税・贈与税の対象外) ・年金を受給する障害のある方が保護者より先に死亡した場合などは掛金の払い戻しはありません。
窓口	障害福祉課

※【障害のある方の範囲】

将来自立自活が難しいと認められる方で、知的障害の方、身体障害者手帳 1 級～3 級に該当する方、精神または、身体に永続的な障害のある方(自閉症、統合失調症、血友病など)で知的障害や身体障害の人と同程度と認められる方

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385
<制度について> 独立行政法人福祉医療機構
TEL 03-3438-0211

6-9 重症心身障害者等介護慰問金

身

重症心身障害者等を介護する家庭の日頃の労苦をねぎらい、あわせて障害者等の福祉向上を図るため、介護慰問金を支給します。

対象者	市内在住で次に該当する障害者を4月1日から6か月以上常時介護している同居の方 ●身体障害者手帳 1 級・2 級で、知能指数35以下 ●身体障害者手帳 1 級で、重度の障害が2つ以上重複している ※ 視覚または肢体の重度障害と他の重度障害が重複してはいなければならない。 ●2人以上の身体障害者手帳 1 級・2 級(視覚障害または肢体不自由の 1 級・2 級相当が含まれる手帳に限る。)、または知能指数35以下 <対象外> ・ご本人が長期間の施設入所や入院をしている場合 ・ご本人が障害福祉サービスまたは介護保険サービスを利用している場合
給付額	年額 40,000 円
窓口	障害福祉課

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

6-10 特別児童扶養手当

身 知 精

精神、知的または身体障害(内部障害を含む)等があり、政令で定める程度以上にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

対象者	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している保護者 ●日常生活において介護を必要とする程度の知的障害のあること (おおむね知能指数50以下) ●身体に重・中度の障害または長期にわたる安静を必要とすること (おおむね身体障害者手帳1級から3級までと4級の1部) <対象外>・保護者などの前年の所得が一定の限度額以上の場合 ・障害児が施設に入所している場合 ・障害児が障害を理由とした公的年金を受給している場合 ・手当を受ける方(請求者)、対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき
支給額	令和7年4月から 重度障害 月額 56,800 円 中度障害 月額 37,830 円 ・手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、4月・8月・11月の年3回、最大4か月分を支給 ・振込日は通常11日(土日祝日の場合は直前の金融機関営業日)
手続きに必要なもの	●医師による診断書等 ●手当を受ける方(請求者)と対象児童の戸籍謄本 ●預貯金通帳(申請者名義) ※療育手帳(A1、A2)、または一部の身体障害者手帳は、その写しを診断書に代えることができます。
窓口	こども給付課 各行政センター(追浜・田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西)

問い合わせ こども給付課 児童扶養手当係 TEL 046-822-9809

6-11 児童扶養手当

身 知

ひとり親等を対象とする手当です。

下表の支給要件に該当する児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障害がある児童は20歳未満))を監護している母親または父親、及び母親または父親に代わって養育している保護者に支給されます。

対象者	●満18歳の年度末までの児童(政令に定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の父、母または父母に代わり児童を養育している方 ●児童の父または母が重度の障害者である家族の父または母 ※ 内部的疾患や体幹機能障害の方は、ほぼ寝たきりの方のみ									
支給額・支給制限	支給額(令和7年4月1日適用) <table><tr><th>対象児童数</th><th>全部支給者</th><th>一部支給停止者</th></tr><tr><td>1人</td><td>46,690円</td><td>46,680円～11,010円</td></tr><tr><td>2人目以降</td><td>児童1人につき11,030円を加算</td><td>児童1人につき11,020円～5,520円を加算</td></tr></table> <支給制限> 次の場合には手当は全額支給停止または一部支給停止 1. 対象者および同居している三親等以内の親族の前年の所得が一定の限度額以上の場合 2. 対象者や児童が公的年金を受給している場合 ・手当の認定は申請の翌月分からで、支払いは、1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回、2か月分を支給 ・振込日は通常11日(土日祝日の場合は直前の金融機関営業日)	対象児童数	全部支給者	一部支給停止者	1人	46,690円	46,680円～11,010円	2人目以降	児童1人につき11,030円を加算	児童1人につき11,020円～5,520円を加算
対象児童数	全部支給者	一部支給停止者								
1人	46,690円	46,680円～11,010円								
2人目以降	児童1人につき11,030円を加算	児童1人につき11,020円～5,520円を加算								
手続きに必要なもの	●戸籍謄本 ●預貯金通帳(申請者名義) ●その他必要書類(要件により異なります。) ●個人番号(手当を受ける方、対象児童)									
窓口	こども給付課 各行政センター(追浜・田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西)									

問い合わせ

こども給付課 児童扶養手当係 TEL 046-822-9809

6-12 産科医療補償制度

身

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準を全て満たす場合、補償対象となります。)			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が32週以上で出生体重が1,400g以上、または 在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと	在胎週数が28週以上であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※ 補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※ 詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ(<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>)をご参照ください。

問い合わせ

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637
受付時間:午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く。)

7 税金

税法上の用語の定義

◆障害者とは

令和6年12月31日(年途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- ・身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- ・65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など

◆特別障害者とは

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方
- ・重度の知的障害者と判定された方(療育手帳にAと記載されている方)
- ・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方など

7-1 所得税・市県民税の障害者控除

身 知 精

納税者、同一生計配偶者、扶養親族が対象者に該当する場合は控除が受けられます。

対象者	●本人、同一生計配偶者、扶養親族が下記の障害程度に該当する方
-----	--------------------------------

控除額

障害程度	所得税	市県民税(住民税)
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同一生計配偶者 または扶養親族が 同居の特別障害者	75万円	53万円

※ 勤務先で年末調整を受ける場合は、勤務先の給与担当係が窓口です。

※ 所得税の手続きをすれば、市県民税(住民税)の手続きは不要です。

問い合わせ <所得税> 横須賀税務署 TEL 046-824-5500
<市県民税(住民税)> 市民税課 TEL 046-822-8192

7-2 市県民税・森林環境税の非課税

身 知 精

翌年の市民税及び県民税(住民税)、森林環境税が非課税になります。

対象者	本人が障害者で、所得が135万円以下である場合 (障害年金は所得に含みません。)
-----	---

※ 「7-1 所得税・市県民税の障害者控除」の手続きをすれば、この手続きは不要です。

問い合わせ 市民税課 TEL 046-822-8192

7-3 相続税の障害者控除

身 知 精

対象者	相続や遺贈で財産を取得した法定相続人である85歳未満の障害者 ※ 詳しい要件については、下記の連絡先にお問い合わせください。
優遇内容	(85歳－障害者の年齢)×10万円(特別障害者は20万円)を相続税額から控除

問い合わせ 横須賀税務署 TEL 046-824-5500

7-4 特定障害者に対する贈与税の非課税

身 知 精

特定障害者(特別障害者またはその他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方)の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、次のとおり贈与税がかかりません。

対象者	贈与によって財産を取得した障害者
優遇内容	3,000 万円まで非課税 (特別障害者は 6,000 万円まで)
備考	この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

問い合わせ 横須賀税務署 TEL 046-824-5500

7-5 身体障害者用物品の購入、借受けに対する消費税及び地方消費税の非課税

身

身体障害者用物品としての義肢、車いす、盲人安全つえ等の購入、借受けについては、消費税及び地方消費税はかかりません。

対象	次のものを購入または借り受けた場合 ● 身体障害者の使用に供するための特殊な性状 ● 構造または機能を有する物品で一定のもの
----	--

問い合わせ 横須賀税務署 TEL 046-824-5500

7-6 非課税貯蓄制度(マル優・特別マル優)

身 知 精

身体障害者手帳等の交付を受けている方等の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用を受けることができます。

マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、「非課税貯蓄申込書」「特別非課税貯蓄申告書」を金融機関の窓口などに提出する必要があります。

対象者	● 身体障害者手帳取得者 ● 療育手帳取得者 ● 精神障害者保健福祉手帳取得者 ● 障害者年金受給者
預貯金等の種類	(マル優) 預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券 (非課税)元本350万円までの利子
	(特別マル優) 国債、地方債 (非課税)額面350万円までの利子
問い合わせ	金融機関(銀行、証券会社など)

7-7 個人事業税の減免及び非課税

身

県内に事務所、事業所を設けて法定業種の事業を営んでいる個人

	減免	非課税
対象者	1 級から 4 級までの身体障害者が個人で事業を営む場合 (納期限までに申請が必要です。)	両眼の視力 0.06 以下の視覚障害者が、あんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合
減免額等	税額から 5,000 円を限度として減免	上記事業については非課税

問い合わせ 横須賀県税事務所 TEL 046-823-0210

7-8 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免

身

知

精

対象者	● 下記に該当する身体障害者手帳取得者 <table border="1"> <tr> <td>・視覚 1～3 級まで、4 級の 1</td><td>・上肢 1・2 級</td></tr> <tr> <td>・聴覚 2・3 級</td><td>・下肢 1～7 級</td></tr> <tr> <td>・平衡機能 3・5 級</td><td>・体幹 1～3 級、5 級</td></tr> <tr> <td>・音声機能または言語機能 3 級 (そしゃく機能障害は対象外)</td><td>・内部 1～4 級</td></tr> <tr> <td colspan="2">・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能:上肢機能 1・2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)移動機能 1～7 級まで</td></tr> </table> ● 療育手帳 A1 または A2 取得者 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者	・視覚 1～3 級まで、4 級の 1	・上肢 1・2 級	・聴覚 2・3 級	・下肢 1～7 級	・平衡機能 3・5 級	・体幹 1～3 級、5 級	・音声機能または言語機能 3 級 (そしゃく機能障害は対象外)	・内部 1～4 級	・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能:上肢機能 1・2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)移動機能 1～7 級まで	
・視覚 1～3 級まで、4 級の 1	・上肢 1・2 級										
・聴覚 2・3 級	・下肢 1～7 級										
・平衡機能 3・5 級	・体幹 1～3 級、5 級										
・音声機能または言語機能 3 級 (そしゃく機能障害は対象外)	・内部 1～4 級										
・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能:上肢機能 1・2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)移動機能 1～7 級まで											
減免内容	① 上記の方が所有し、運転する自動車 ② もっぱら上記の方が乗るために上記の方と生計を一にする方が所有し、その方が運転する自動車 ③ 障害者のみの世帯であり、上記の方が所有し、常時介護する方が運転する自動車 ①～③のいずれかに該当する自動車の自動車税種別割と自動車税環境性能割が減免されます。										
手続きに必要なもの	● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 運転免許証 ● 車検証など										
備考	1. ①～③の「所有」は、リース車を除く自家用車に限ります。 2. ②のうち同居でない場合、障害者と生計を一にすることが確認できる書類(所得税確定申告書の控えなど)も必要です。 3. 障害者が福祉施設等に入所している場合で、障害者と生計を一にする方が運転する自動車については、障害者の帰宅や通院等のために継続的に週 1 日以上使用していることが証明されたものに限ります。 4. ③の場合、必要書類については県税事務所にお問い合わせください。 5. 軽自動車の軽自動車税環境性能割が減免になる場合があります。 (登録した日から 1 月を経過する日までに申請)										

問い合わせ 横須賀県税事務所 TEL 046-823-0210

7-9 軽自動車税（種別割）の減免

身 知 精

賦課期日(4月1日)の現況によって行います。

対象者	● 下記に該当する身体障害者手帳取得者 <table border="1" data-bbox="403 331 1378 504"> <tr> <td>・視覚 1～4 級の 1</td><td>・上肢 1・2 級</td></tr> <tr> <td>・聴覚 2・3 級</td><td>・下肢 1～6 級</td></tr> <tr> <td>・音声・言語・そしゃく 3 級</td><td>・体幹 1～3 級、5 級</td></tr> <tr> <td>・平衡機能 3・5 級</td><td>・内部 1～4 級</td></tr> </table> ● 療育手帳A1 またはA2 取得者 ● 精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者	・視覚 1～4 級の 1	・上肢 1・2 級	・聴覚 2・3 級	・下肢 1～6 級	・音声・言語・そしゃく 3 級	・体幹 1～3 級、5 級	・平衡機能 3・5 級	・内部 1～4 級
・視覚 1～4 級の 1	・上肢 1・2 級								
・聴覚 2・3 級	・下肢 1～6 級								
・音声・言語・そしゃく 3 級	・体幹 1～3 級、5 級								
・平衡機能 3・5 級	・内部 1～4 級								
減免内容	① 上記の方が所有し、本人が運転する軽自動車など ② 上記の方が乗るために上記の方または生計を一にする方が所有し、その方が運転する軽自動車など ③ 上記の方で、障害者のみの世帯であり、上記の方が所有し、常時介護する方が運転する軽自動車など ①～③のいずれかに該当する軽自動車などの軽自動車税(種別割)が減免されます。								
手続きに必要なもの	● 身体障害者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障害者保健福祉手帳 ● 運転免許証 ● 車検証(登録済証・標識交付証明書)								
備考	1. 減免できる車両は1人の対象者につき普通自動車などを含め1台に限られます。 2. 減免申請は納期限(5月末)までに市民税課軽自動車税窓口で行ってください。普通自動車と異なり車両登録時に行うものではありません。期限を過ぎると申請はできません。 3. 初回減免の後、次年度以降継続して減免を受けられる方は、毎年4月初旬に減免確認書(申請書)を送付しますので、必要箇所に記入のうえ指定期限までに必ず返送してください。ご回答がない場合、減免を取り消すことがありますのでご注意ください。 4. 毎年6月初旬に「軽自動車税(種別割)賦課決定及び減免決定通知書」が送付されます。 5. 車両の変更(普通自動車含む)、手帳記載内容の変更、車両名義の変更など減免内容に変更があった場合は新たに減免の申請等が必要になります。前もって市民税課 軽自動車税担当にご相談ください。								

問い合わせ

市民税課 軽自動車税担当 TEL 046-822-9733

8 障害福祉サービス

8-1 障害福祉サービス

身 知 精 難

障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある方それぞれの障害の程度や社会活動の様子、居住などの状況を踏まえて個別に支給決定が行われる支援サービスです。

サービスの種類	内 容
訪問系サービス	主に自宅で提供される支援サービス ●居宅介護(ホームヘルプ) ●重度訪問介護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 ●同行援護 ●自立生活援助
日中活動系サービス	施設を利用して主に昼間に提供される支援サービス ●生活介護 ●自立訓練(機能訓練・生活訓練) ●就労移行支援 ●就労定着支援 ●就労継続支援(A型・B型) ※ 児童福祉法に基づくサービス ●児童発達支援(未就学児) ●放課後等デイサービス(学齢期児童) ●保育所等訪問支援など
居住系サービス	施設などで、主に夜間や休日に提供される支援サービス ●施設入所支援 ●共同生活援助(グループホーム) ●短期入所(ショートステイ) ●療養介護

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者、または知的障害があると判定された方 ●精神障害者保健福祉手帳取得者、自立支援医療証(精神通院)などで精神障害があることが確認できる方 ●障害者総合支援法の対象疾病(難病等) (＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」参照)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療証(精神通院) ●特定医療費(指定難病)医療受給者証 ●審査用の医師意見書(必要時) ●市民税課税(非課税)証明書(必要時) ●個人番号(個人番号カードなど)
窓口	障害福祉課

- ※ ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。
 ②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。
 ③介護保険被保険者は、介護保険での給付が優先されます。

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249

8-2 地域生活支援事業

身 知 精

障害者総合支援法に基づくサービスで、障害のある方のニーズや社会資源の状況など地域の実情に応じたサービスです。

移動支援事業、日中一時支援事業(日帰り短期入所)があります。

サービス	移動支援事業	日中一時支援事業 (日帰り短期入所)
対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者、または知的障害があると判定された方 ●精神障害者保健福祉手帳取得者、自立支援医療証(精神通院)などで精神障害があることが確認できる方	●身体障害者手帳取得者(18歳未満) ●療育手帳、または知的障害があると判定された方
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療証(精神通院) ●市民税課税(非課税)証明書(必要時) ●個人番号(個人番号カードなど)	
窓口	障害福祉課	

※ ①利用料は、原則1割負担。世帯の状況に応じて、利用者負担の上限月額が設定されます。

②サービスを利用する前に申請し、必要時、障害支援区分の認定を受け、支給決定を受けてください。

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249

8-3 その他の在宅支援

(1)出張理容等サービス

身

近所の理容師または美容師が出張して年6回散髪を行います。(1回あたり 500 円の自己負担)

対象者	65歳未満の身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 (両下肢または体幹機能障害者で歩行不能の方) <対象外>施設に入所している方、病院に入院している方、未就学児
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳
窓口	障害福祉課 ※65歳以上の方は介護保険課が窓口です。

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488
介護保険課 福祉サービス係 TEL 046-822-8255

(2)寝具の丸洗い

身

寝具の丸洗いを年3回、業者に委託して行います。

対象者	65歳未満の身体障害者手帳 1 級取得者(肢体障害者) <対象外>施設に入所している方、病院に入院している方、未就学児
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳
窓口	障害福祉課 ※65歳以上の方は介護保険課が窓口です。

問い合わせ

障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488
介護保険課 福祉サービス係 TEL 046-822-8255

(3)巡回入浴サービス

身

家庭における入浴が困難な方に対し移動入浴車により、巡回入浴サービスを行います。

対象者		入浴サービス
18歳 ～65歳未満	ア 身体障害者手帳 1 級・2 級取得者(下肢または体幹)で家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた方	月4回(おおむね)
	イ アに該当し、身体障害者手帳 1 級取得者(下肢または体幹)で、かつ知能指数35以下の方	月4回(おおむね) 夏季(6～9月)のみ 月6回まで
18歳未満	ウ 身体障害者手帳 1 級取得者(下肢または体幹)で、かつ知能指数35以下の方で家庭における入浴が困難であり、医師が巡回入浴を適当と認めた方	月4回(おおむね) 夏季(6～9月)のみ 月6回まで

<注意>①他のサービスの利用等により入浴が可能な方は利用できません。

②介護保険の訪問入浴介護を受けられる方は利用できません。

手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●同意書 ●入浴証明書
窓口	障害福祉課

問い合わせ

障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

(4)IT講師の派遣

身

知

精

民間のパソコン教室などへの参加が困難な重度障害者に対して、自宅などにITに詳しいボランティアを派遣してマンツーマンでパソコン講習を行います。

※ 1講習は原則5回(年1講習)(パソコン機器などは原則障害者本人が用意)

対象者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者(内部障害者を除く。) ●療育手帳A1・A2・B1 取得者 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳
窓口	障害福祉課

問い合わせ

障害福祉課 障害サービス担当 TEL 046-822-8249

9 補装具・日常生活用具等

9-1 補装具費の支給制度

身 難

補装具費の支給制度は、身体障害者手帳を持っている方、または難病(対象の376疾病)の方に必要な装具の購入、あるいは修理するにあたり、費用の一部を支給する制度です。

補装具とは、身体機能を補完し、または代替し、長期間にわたり継続して使用されるもので、支給に際し専門的な知見(意見)を要するものです。

装具ごとに、支給条件が決められています。購入や修理をする前にお問い合わせください。

購入(修理)後に申請しても支給を受けられません。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●障害者総合支援法の対象疾病(難病等) (＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」参照)
種類	●義肢(義手・義足) ●装具(下肢・靴型・体幹・上肢) ●姿勢保持装置 ●車いす ●電動車いす ●視覚障害者安全杖 ●義眼 ●眼鏡(矯正用・遮光用等) ●補聴器 ●歩行器 ●歩行補助杖 ●重度障害者用意思伝達装置 ●人工内耳修理(音声信号処理装置)など
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳(難病患者の方については、特定医療費(指定難病)医療受給者証または疾患名の記載された診断書) ●相談記録票及び医学的判定(意見)書 ●処方箋 ●見積書 ●市民税課税(非課税)証明書もしくはマイナンバー(転入等で本市で課税状況が把握できない場合)
窓口	障害福祉課

＜注意＞①原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

児童を除き、市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

②補装具には、それぞれ定められた耐用年数があります。

③65歳以上の方、もしくは介護保険を利用中の方は、次の品目について、介護保険での貸与が優先されます。

・車いす、電動車いす(附属品を含む)、歩行器、歩行補助杖

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

9-2 日常生活用具給付事業

身 知 難

日常生活用具とは、在宅の障害者の日常生活を便利にするための用具のことです。
認定されている障害の種類・等級によって、給付を受けられる品目が異なります。
必ず、購入する前に申請してください。購入後に申請しても給付を受けられません。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者、または知的障害があると判定された方 ●障害者総合支援法の対象疾病(難病等) (＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」参照)
種類	●特殊寝台 ●移動用リフト ●入浴補助用具 ●火災警報器 ●自動消火器 ●視覚障害者用体重計 ●携帯用会話補助装置 ●視覚障害者用ポータブルレコーダー ●人工呼吸器等用非常用電源装置等 ●ストマ用具など
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●特定医療費(指定難病)医療受給者証 ●見積書 ●市民税課税(非課税)証明書(必要時) ※ 居宅生活動作補助用具については、図面、写真(工事開始前)が必要です。 ※ 一部の用具については、医師の意見書(診断書)が必要なものがあります。
窓口	障害福祉課

- <注意>①原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。
児童を除き、市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。
- ②品目ごとに補助基準額があり、これを超える分は自己負担です。
- ③65歳以上の方、もしくは介護保険を利用中の方は、品目により介護保険での支給・貸与が優先されます。
- ④日常生活用具には、それぞれ定められた耐用年数があります。同じ品目について再度申請をするには、耐用年数を経過している必要があります。
- ⑤在宅での生活を便利にするための用具のため、施設に入所している方または病院に入院している方は受けられません。(一部、例外の用具もあります。)

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

9-3 紙おむつの支給

身 知

月額 3,000 円以内で、テープタイプ、パンツタイプ、平型、尿取りパッドなどの紙おむつを支給します。なお、申請日が16日以降の場合は翌月分からの支給となります。

対象者	●排せつの介助を必要とする65歳未満の在宅の重度障害者の方で次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 ・知能指数35以下の方 ・身体障害者手帳 3 級取得者及び知能指数50以下の方 ・介護保険第2号被保険者で要介護 3～5 の方 <対象外>施設に入所している方、病院に入院している方	
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●介護保険被保険者証	
電子申請	横須賀市ホームページまたは、e-kanagawa 電子申請フォームから申請してください。(右記二次元コード) 横須賀市ホームページ【URL】 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2640/g_info/l100000492.html	
窓口	障害福祉課 ※65歳以上の方は介護保険課が窓口です。	

問い合わせ

障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488
介護保険課 福祉サービス係 TEL 046-822-8255

9-4 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に必要な補聴器購入費・修理の一部を助成する制度です。購入・修理は事前に申請が必要です。

対象者	●以下のすべての条件に該当する方 ・市内に居住する 18 歳未満の方 ・平均聴力レベルが両耳とも原則として30dB(デシベル)以上70dB 未満であって、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方 ・中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方 ・補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師等に判断された方 ・労働者災害補償保険法等、他の制度では補聴器購入費等の助成を受けられない方	
手続きに必要なもの	●医師意見書 ●見積書 ●市民税課税(非課税)証明書(転入時)	
窓口	障害福祉課	

<注意> 基準額範囲内の購入・修理費用の2/3を、生活保護及び非課税世帯の場合は全額助成します。

耐用年数は5年です。

問い合わせ

障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

10 外出支援

10-1 乗り物の割引

(1) 鉄道運賃の割引

身

知

精

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
割引内容	鉄道会社により取り扱いが異なる場合があります。

手帳に記載された「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別(第1種・第2種)に応じて下表のとおり割引されます。

	障害者単独利用	障害者と介護者1名で利用	
対象者	第1種、第2種 障害者共通	第1種障害者	第2種障害者 (12歳未満の小児のみ)
JR	普通乗車券のみ	普通 定期 回数乗車券	定期乗車券のみ
	片道100キロを超えた 場合に5割引	距離に関係なく、障害者・ 介護者ともに5割引 ※介護者の定期は通勤定 期に限る。また、小児定 期乗車券は対象外。	介護者の通勤定期券のみ 5割引
京浜急行	普通乗車券のみ	普通 定期 回数乗車券	定期乗車券のみ
	101キロ以上に限り 5割引 ※ただし、切符に限る。	JRと同様	JRと同様

※ 横浜市営地下鉄、シーサイドラインには障害者単独利用の場合の距離制限はありません。

※ IC カード(障害者用 Suica・PASMO)でのご利用が可能です。(Suica または PASMO が使えるエリア)

※ 障害者用 IC カードを、定期乗車券としてご利用が可能です。

購入場所: (Suica)JR 東日本の Suica エリア内のみどりの窓口

(PASMO)PASMO 鉄道事業者の窓口など(一部事業者除く。)

(注)カードの有効期限は、お求めいただいた日から1年後の同月末日までとなります。

窓口等で、障害者手帳などでサービス対象であることを確認し、有効期間を1年延長します。

問い合わせ 詳しくは各鉄道会社営業所または各駅へお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

身 知 精

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
割引率	バス会社により取り扱いが異なる場合があります。
利用方法	・障害者手帳、所定の運賃割引証のいずれかを係員に提示してください。 ・ICカードで利用できます。 ・身体障害者手帳及び療育手帳取得者については、手帳の紛失が心配な方に運賃割引証を障害福祉課及び各行政センターで交付しています。

①身体障害者手帳取得者・療育手帳取得者

乗 車 形 態	障害者が 単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車 (バス会社が介護の必要を認める場合)
乗 車 券 (運賃)	本人5割引	本人5割引 介護者5割引
定 期 乗 車 券	本人3割引	本人3割引 介護者3割引

②精神障害者保健福祉手帳取得者(京浜急行バスで全ての等級に適用)

	障害者単独利用	介護者と利用
京急バス	本人が路線バスに単独乗車で5割引 <u>割引対象外</u> ・川崎市内、横浜市内の路線バス ・高速バス、空港バス、定期券	介護者や付添人の割引はありません。

問い合わせ 詳しくは各バス会社営業所へお問い合わせください。

(3) 国内航空運賃の割引

身 知 精

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
割引率	航空会社や路線により異なります。
利用方法	搭乗券購入時および搭乗時に手帳を提示してください。

問い合わせ 詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

(4) 有料道路通行料金の割引

身 知

東日本・首都・中日本など高速道路株式会社6社、各府県道路公社等の有料通常料金が5割引になります。

対象自動車		●身体障害者手帳所持者本人が自ら運転する自動車	<自動車の範囲> 自家用車、二輪自動車(125ccを超える)、知人の車、レンタカー、代車など
		●第1種の身体障害者手帳所持者または、第1種の療育手帳所持者を同乗させて、介護者が運転する自動車	<自動車の範囲> 自家用車、二輪自動車(125ccを超える)、知人の車、レンタカー、代車、タクシー(一般・介護・福祉)、福祉有償運送車両など
手続き方法	一般レーンのみ	障害福祉課窓口申請(割引シールを交付します。) <必要なもの> ●身体障害者手帳(1種・2種) ●第1種の療育手帳(2種は対象外) ●身体障害者手帳2種の場合は運転免許証	
	ETC利用登録※1	オンライン申請(詳細は有料道路 ETC 割引登録係へ) URL: https://www.expressway-discount.jp/guide/ 障害福祉課窓口申請(割引シールを交付、ETC 割引の登録をします。) <必要なもの> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●車検証(電子車検証を取得されている場合は、併せて「自動車検査証記録事項」) ●身体障害者手帳2種の場合は運転免許証 ●障害者本人名義のETCカード(18歳未満の場合は親権者のETCカードも可) ●ETCセットアップ申込書・証明書 ※ 障害福祉課で証明を受けた後、申請者が有料道路ETC割引登録係へ証明書を提出。	
割引有効期限		●新規申請、変更申請 ⇒ 申請完了日から2回目の誕生日まで ●更新申請の場合 ⇒ 申請完了日から3回目の誕生日まで ※ 有効期限の2か月前から前日まで更新申請をすることができます。	
窓口		障害福祉課 オンライン申請については、有料道路ETC割引登録係	

自動車	割引適用範囲		
	ETC 割引において事前申請で登録できる自動車※1	一般レーン割引において事前に登録していない自動車(障害福祉課で割引シールの交付を受けている方)	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車	○※2	○	○
レンタカー	×	○	○
借用自動車	×	○	○
介護・福祉タクシー、一般タクシー※3	×	×	○
福祉有償運送車両	×	×	○

※1 ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。

※2 所有者要件があります。詳細はお問合せください。

※3 ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時または乗車する前に、タクシー会社または乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し、利用できるか確認した上ご乗車ください。

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385
<オンライン申請及び制度の詳細について>
有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233

(5) タクシー運賃の割引

身

知

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者
割引率	運賃が1割引(個人タクシーを含む。)
利用方法	・タクシーに乗車した際に、運転手に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。 ・一部のタクシー会社等に関し、精神障害者保健福祉手帳で割引を受けられる場合があります。

※ 横浜・川崎・横須賀のタクシーに関する苦情や要望は、神奈川タクシーセンターへお寄せください。
(TEL 045-252-0300 ホームページもあります。)

問い合わせ 詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

(6) フェリー旅客運賃の割引

身

知

精

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
割引率	東京湾フェリーの旅客運賃で障害者本人と介護者1人分が5割引
利用方法	乗船券販売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示してください。
窓口	東京湾フェリー(横須賀市久里浜 8-17-5)

問い合わせ 東京湾フェリー TEL 046-830-5622

10-2 自動車等利用の援助

(1) タクシー料金(自動車燃料費)の助成

身

知

精

重度障害者等に対するタクシーの料金及び自動車の給油に要する費用を助成します。

利用券	1枚 450 円(相当) (注意)利用券の換金・譲渡はできません。
交付	月4枚 (上限:年48枚) ※腎臓機能障害で血液透析を行っている該当者⇒上限:年72枚 <u>原則として、タクシー利用券として交付します。</u> ただし、車いすを利用しているなど、やむを得ない理由によりタクシーを利用できない場合は、自動車燃料給油券として助成を受けることができます。 自動車燃料給油利用券として交付を受けた場合に利用券で給油できるのは、次の条件を満たす自動車1台に限られます。 ○対象者本人もしくは同居の家族または本市の区域内に住居を有する2親等以内の親族もしくはその配偶者が所有する普通自動車及び軽自動車(自家用車に限る。)
対象者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者で次に該当する方 ○視覚障害 ○ろうあ(聴覚障害のみは除く) ○肢体不自由 ○内部障害 ●知能指数35以下の方 ●身体障害者手帳 3 級取得者でかつ知能指数50以下の方 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者 <対象外> 施設に入所している方 ※次年度分の利用券は、対象者の要件を満たしているか確認した上で、毎年3月下旬頃簡易書留でお送りします。(初回のみ申請が必要ですが、次年度以降の申請は必要ありません。)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 <u>自動車燃料給油利用券として交付を受ける場合は以下の書類も必要となります。</u> ●登録を希望する自動車の車検証 (電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の書類も必要となります。) ※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類(委任状等)が必要となります。 なお、住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8385

(2) 自動車運転訓練費の助成

身

県公安委員会指定の自動車教習所で免許証取得のための初めての技能教習を受けた費用の3分の2を助成します。ただし、10万円を限度とします。

対象者	●身体障害者手帳取得者で次に該当する方 ○下肢1級～4級 ○体幹1級～3級 ○内部障害1級～4級 ○上肢1級
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●技能検定合格証明書 ●運転免許証(普通自動車に限る。) ※ 申請の期限は免許証の初めての交付を受けた日から1年以内です。
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

(3) 自動車改造費の助成

身

肢体不自由の身体障害者手帳の交付を受け、運転免許証に限定条件の記載のある方に、自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を10万円を限度として助成します。ただし、改造を行う前に申請が必要です。

対象者	原則として次の条件の全てに該当する方 ●身体障害者手帳取得者(肢体不自由) ●運転免許証に限定条件が記載されている方 ●通勤などのために本人が所有する自動車を自分で運転する方 ●本人または本人を扶養している方の所得が定められた限度額以下であること
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●見積書 ●運転免許証(限定条件の記載があるもの) ●車検証(電子車検証の場合は、併せて「自動車検査証記録事項」) ●源泉徴収票(必要時) ●改造内容のわかるカタログ(コピー可)
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

(4) 駐車禁止除外指定車の指定

身 知 精

神奈川県公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く）でも、緊急自動車や他の交通の妨害とならない限り駐車できます。

注) 駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障害のある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。

（車両を指定するものではありません。）

対象者	● 下記に該当する身体障害者手帳の交付を受けている者	
	障害部位	等級（個別等級）
	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	3級
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級から4級までの各級
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能
	心臓機能障害	1級及び3級
	じん臓機能障害	1級及び3級
	呼吸器機能障害	1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級
	● 療育手帳 A1、A2の交付を受けている者	
	● 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている者 （精神通院医療にかかる自立支援医療費の支給を受けている者に限る。）	
	● 小児慢性特定疾病児童手帳（色素性乾皮症者に限る）等の交付を受けている者	
手続きに必要なもの	● 交付対象に該当することを証明する書面（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）※1 ● 駐車禁止除外車両指定申請書※2 ● 交付を受ける方の住民票の写し※3 ● 旧標章（更新の場合のみ）※4 ● 委任状（代理申請の場合のみ）※5	
窓口	交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課 午前9時～正午、午後1時～午後4時 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）	

※1 手帳の写しは、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認できるように、A4判にてご用意ください。申請時に窓口にて確認しますので、手帳の原本もお持ちください。

※2 駐車禁止除外車両指定申請書は各警察署の交通課窓口で配布しているほか、神奈川県警察ホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html>

※3 申請日から3か月以内に交付されたもの、コピー可。

※4 旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換になります。

※5 障害者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほかに必要な書類が生じることがあります。

◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約2～3週間かかります。

問い合わせ

横須賀警察署 TEL 046-822-0110
田浦警察署 TEL 046-861-0110
横須賀南警察署 TEL 046-835-0110

(5) かながわ障害者等用駐車区画利用証制度 (パーキング・パーミット制度)

身

知

精

神奈川県で、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。※利用証を持っていないくても、優先駐車が必要な方であれば、区画利用は可能です。

利用証を利用できる対象区画は「車椅子使用者用駐車区画」と「優先駐車区画」の2種類で、この区画をあわせて「障害者等用駐車区画」といいます。

利用証 申請 対象者	●下記に該当する身体障害者手帳取得者			
	障害部位		等級(個別等級)	
	視覚障害		4級以上の方	
	聴覚障害		3級以上の方	
	平衡機能障害		5級以上の方	
	肢 体 不 自 由	上肢不自由		2級以上の方
		下肢不自由		6級以上の方
		体幹不自由		5級以上の方
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上の方
			移動機能	6級以上の方
	内部障害(免疫機能障害も含む)		4級以上の方	
●療育手帳 A1、A2の取得者				
●精神障害者保健福祉手帳 1 級の取得者				
※記載の障害者等級に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証の交付対象となります。				
手続きに 必要なもの	●交付申請書※1			
	●交付対象に該当することを証明する確認書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)※2			
	●代理申請の場合は代理人本人の写真付きの身分証明書等※3			
電子申請	e-kanagawa電子申請フォームから申請してください。 確認書類は、写真やスキャンしたデータをアップロードしてください。 【URL】 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempString=parkingpermit			
郵送申請	交付申請書と確認書類の写しを同封し、送付先に申請してください。郵送にて利用証をお送りします。 【送付先】 郵便番号 231-8588 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 調整グループ(住所記載不要)			

※1 かながわ障害者等用駐車区画利用証交付申請書は神奈川県ホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

※2 手帳の写しを取る場合は、氏名、生年月日、住所、障害名、個別等級記載の部分が確認できるようにしてください。手帳によっては、カバーから出す必要があります。

※3 後見人・保佐人・補助人については法務局登記簿等の写しが必要になります。詳しくは県ホームページにてご確認ください。

問い合わせ

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 TEL 045-210-4804
障害福祉課 計画係 TEL 046-822-9398

10-3 その他

(1) 障害者に関するマークの一例

各団体等が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介します。

各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします。(順不同)

障害者のための国際シンボルマーク

窓口 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (TEL 03-5273-0601)



このマークは、障害者が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。

なお、個人の車にマークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はありませんので、ご注意ください。

盲人のための国際シンボルマーク

窓口 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 (TEL 03-5291-7885)



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

ほじょ犬マーク

窓口 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 (TEL 03-5253-1111(代))



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある方が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

ヘルプマーク

窓口 横須賀市障害福祉課、点字図書館、各行政センター(追浜・田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・久里浜・北下浦・西)



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成、推進しているマークです。

ヘルプマークの配布を希望する方は、障害福祉課・点字図書館・各行政センター窓口にお申し付けください。

身体障害者標識(身体障害者マーク)

窓口 各警察署



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

窓口 各警察署



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

耳マーク

窓口 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046)



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークです。

聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

オストメイトマーク

窓口 公益社団法人日本オストミー協会 (TEL 03-5670-7681)



オストメイトとは、人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある方のことをいいます。

このマークは、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。

ハート・プラスマーク

窓口 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 (E-mail: info@heartplus.org)



「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部(心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からはわかりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

子ども用車いす

窓口 一般社団法人 mina family (TEL 06-7878-5186)



「子ども用車いす」や「病気や障害があってもベビーカーでしか移動できない人が使用しているベビーカー」、その利用を認めている施設の入口などに表示されています。

ベビーカーと間違えられがちですが、「車いす」と同じように畳む必要はなく使用できるものです。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

窓口 岐阜市福祉事務所障がい福祉課 (TEL 058-214-2138)



白杖を頭上50cm程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)

(2) 施設通所者の交通費助成

身 知 精 難

訓練などのため施設や地域作業所に通所した方に交通費を助成します。(①または②)

対象者	●市が定める障害者施設に通所している方
補助額	①交通費の全額(1日あたりの上限額 2,500 円(片道の場合は 1,250 円)) (最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出した額) ②自家用車による送迎⇒2,000 円 (1か月の開所日数のうち、6日以上保護者の送迎により通所した方)
窓口	市内の施設・作業所に通所⇒通所先の施設でお手続きください。 市外の施設・作業所に通所⇒障害福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

(3) 神奈川県福祉バス「ともしび号」の運行

身 知 精

障害者が文化・レクリエーション活動などに団体で出かける時に利用できる車いすリフト付大型バス「ともしび号」を運行します。(1団体あたり1年度につき2日間まで。)

対象者	●障害児者の利用者が3分の1以上の20名～50名までのグループ <対象外> 障害福祉施設、病院等法定事業者
窓口	神奈中観光株式会社 福祉バス係 申込受付専用ダイヤル TEL 042-706-4990 FAX 042-788-2651 受付日:利用希望日の3か月前の同日 ※ 申込み初日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始の場合は直後の平日 受付時間:月曜日～金曜日 午前10時～正午

問い合わせ 神奈中観光株式会社 福祉バス係 TEL 042-706-4990

11 情報・意思疎通支援

11-1 聴覚障害者・盲ろう者・失語症者

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

通院や公的機関での手続きなど社会生活上不可欠な外出時及び就労のための講座受講や趣味など社会参加のための外出時に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

さらに、夜間、休祝日に疾病などのため病院などへの緊急の受診が必要となった場合には、あらかじめ消防局に登録された手話通訳者や要約筆記者を医療機関などに派遣します。

対象者	●身体障害者手帳 2 級～6 級取得者(聴覚、音声機能または言語機能障害)
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当
TEL 046-822-4370 FAX 046-825-6040

(2) 盲ろう者通訳・介助員の派遣

身

外出時の情報保障・コミュニケーション支援と移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

対象者	●視覚障害または聴覚障害の程度が 4 級以上で、視覚障害と聴覚障害との重複による障害の程度が 1 級または 2 級の身体障害者手帳取得者
手続きに必要なもの	窓口で事前利用登録
窓口	社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 (〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2)

問い合わせ 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
TEL 0466-27-1911 FAX 0466-27-1225

(3) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

身

意思疎通を図ることが困難な失語症者に、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

対象者	●神奈川県在住、失語症により意思疎通を図ることが困難な方
手続きに必要なもの	窓口で事前利用登録
窓口	神奈川県言語聴覚士会 (HP) https://www.kanagawa-slht.org 失語症者向け意思疎通支援事業を参照

問い合わせ 神奈川県言語聴覚士会(失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ)
ishisotsuu@kanagawa-slht.org

(4) 聴覚障害者相談員

身

各種の受付や相談などがスムーズに行われるよう、障害福祉課に手話のできる聴覚障害者相談員がいます。

対象者	●手話による意思疎通のできる聴覚障害者
窓口	障害福祉課



問い合わせ

障害福祉課 障害サービス担当
TEL 046-822-4370 FAX 046-825-6040

(5) 110 番アプリシステム・FAX110 番

身

聴覚、音声機能または言語機能障害のある方が、スマートフォン・携帯電話のメール、ファクスを利用して警察へ通報できるシステムです。緊急に警察官に来てほしいときに利用できます。

問い合わせ

<110 番アプリシステム> 警察庁のホームページ
<FAX110 番> 神奈川県警本部のホームページ

(6) FAX119 番

身

聴覚、音声機能または言語機能障害がある方のファクスを利用した通信手段です。
火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。
ファクス番号 119(無料)(消防局に設置されています。)

問い合わせ

障害福祉課 障害サービス担当
TEL 046-822-4370 FAX 046-825-6040

(7) NET119 サービス

身

聴覚、音声機能または言語機能障害がある方のスマートフォン・携帯電話を利用した通信手段です。
火事や病気の際、消防車や救急車に来てほしいときに利用できます。

対象者	●聴覚障害者 ●音声・言語・そしゃく機能障害者 ●音声による緊急通報に不安がある方
手続きに必要なもの	<NET119 サービスの事前登録> 携帯電話もしくはスマートフォン
窓口	消防局指令課(消防局庁舎3階:平日 9 時~17 時)

問い合わせ

消防局指令課
TEL 046-821-6461 FAX 046-823-8406

(8) ファクス防災無線放送

身

ファクスによる防災無線放送の情報提供を行います。事前に登録が必要です。

対象者	●聴覚障害者
窓口	障害福祉課

※ 障害の有無に関わらず、メールやLINEで防災無線放送の情報提供を受けることができます。

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当
TEL 046-822-4370 FAX 046-825-6040

(9) ファクス使用料金の助成

身

ファクス使用料金(現行月額 1,600 円)の2分の1を助成します。

対象者	●身体障害者手帳取得者で次に該当する方 ○聴覚障害 2～3 級 ○音声機能障害 3 級 ○言語機能障害 3 級 ●所得税非課税世帯
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●市民税課税(非課税)証明書(必要時)
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 給付係
TEL 046-822-9488 FAX 046-825-6040

(10) 電話リレーサービス

身

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐ公共インフラです。

利用方法	日本財団電話リレーサービスへの利用登録後に利用ができます。
------	-------------------------------

申し込み・問い合わせ 一般財団法人日本財団電話リレーサービス
TEL 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913
(受付時間:9時～18時30分、年末年始を除く。)

(11) 聴覚障害者用シールの配布

身

聴覚障害者であることを示すシンボルマークのシールを配布します。預貯金通帳や医療機関の診察券などに貼って利用します。

対象者	●聴覚障害者 ●シールを必要とする医療機関など
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 障害サービス担当
TEL 046-822-4370 FAX 046-825-6040

11-2 視覚障害者

(1) 点字版・録音版広報紙の発行

身

広報よこすかの点字版または録音版を送付します。

対象者	●視覚障害者
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳
窓口	点字図書館(横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 4 階)

問い合わせ 点字図書館 TEL 046-822-6712

(2) 点字図書館(横須賀市本町2-1 総合福祉会館4階)

身

点字図書館は目の不自由な方を対象とした情報提供施設です。

サービスの内容	●点字や録音図書、雑誌の貸し出し(郵送:無料) ●対面サービス(ご希望の図書・雑誌・新聞の朗読やあて名書きなどの代筆) ●プライベートサービス(電化製品の取扱説明書など個人の必要に応じた点訳・音訳等) ●視覚障害者向け点字講習会・パソコン講習会・iPad 講習会 ●点訳・音訳等ボランティア養成のための講習会 ●視覚障害者等からの日常生活相談 ●視覚障害者向け用具の展示 ●視覚障害者が参加する行事の支援
利用方法	<初めての方> 事前利用者登録(登録は電話でできます。)
研修室の提供	<対象> 視覚障害福祉に関係する団体

問い合わせ 点字図書館 TEL 046-822-6712

11-3 その他

(1) 郵便等による不在者投票

身

国政選挙や地方選挙の際、郵便などによる不在者投票をすることができます。事前に選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受け、選挙ごとにこの証明書を提示して投票用紙などを請求してください。

対象者	●身体障害者手帳取得者で次の要件に該当する方 ・両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級 ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級 ・免疫・肝臓の障害の程度が1級～3級 ●介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方 ※ 上記に該当する方で上肢または視覚の障害の程度が1級である方は代理記載で郵便などによる不在者投票をすることができます。
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●介護保険の被保険者証
窓口	選挙管理委員会事務局選挙管理課 (横須賀市日の出町 1-5 ヴェルクよこすか2階)

問い合わせ 選挙管理委員会 TEL 046-822-8499

(2) 手話・要約筆記を学ぶ

1. 横須賀市手話講習会・横須賀市手話通訳者養成講習会

対象者	●聴覚障害者と健常者とのコミュニケーションを図るための手話を学習したい方 ●手話通訳者を目指す方
内容	手話の普及、手話通訳者の養成 手話講習会(初級)・手話通訳者養成講習会(基本・応用)
会場	総合福祉会館 (募集は横須賀市ホームページでお知らせします。)

2. 神奈川県手話通訳者養成講習会

対象者	●手話通訳者を目指す方
内容	手話通訳者の養成 横須賀市手話通訳者養成講習会修了者等が参加申込できます。
会場	神奈川県聴覚障害者福祉センター(藤沢市) (募集は神奈川県ホームページでお知らせします。)

3. 神奈川県要約筆記者(パソコン)養成講習会

対象者	●要約筆記者を目指す方
内容	パソコン要約筆記者の養成
会場	神奈川県聴覚障害者福祉センター(藤沢市) (募集は神奈川県ホームページでお知らせします。)

※ 要約筆記とは聞こえの不自由な方に音声で文字で伝える筆記通訳のことです。

問い合わせ 障害福祉課 計画係 TEL 046-822-9398

12 公共料金等

12-1 水道料金・下水道使用料の減免

身 知 精

水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。

対象者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者がいる世帯 ●知能指数35以下の方がいる世帯 ●身体障害者手帳 3 級取得者で、知能指数50以下の方がいる世帯 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者がいる世帯 <対象外> ・生活保護受給世帯・施設入所者 ・平成19年7月1日以後に初めて障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を取得された方で、手帳交付日に65歳に達していた方
手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●水道料金領収書
窓口	障害福祉課

※ 転居した場合、転居先でも減免を受ける場合は新たに申請が必要です。

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8248
 <料金等について> 上下水道局お客様料金サービスセンター
 TEL 046-823-3232

12-2 NHK放送受信料の減免

身 知 精

NHK放送受信料が減免されます。免除の適用を受ける場合は、NHKの免除申請書にある必要事項を記入し、お住いの自治体から免除基準に該当することの「証明」「確認」を受けて、NHKに提出していただきます。

対象世帯	免除額	手続きに必要なもの
次の障害者が、世帯主でNHKとの放送受信契約者である方 ●身体障害者手帳(視覚障害 1 級～6 級)取得者 ●身体障害者手帳(聴覚障害 2 級～6 級)取得者 ●上記以外の身体障害者(1 級・2 級)取得者 ●療育手帳(A以上)取得者または、「最重度」「重度」に相当する記載がある判定書所持者 ●精神障害者保健福祉手帳(1 級)取得者	半額	●身体障害者手帳 ●療育手帳(または判定書) ●精神障害者保健福祉手帳 ●印鑑 <申請者が代理人の場合> ア 代理人と世帯主が同一世帯 ●代理人の本人確認書類 イ 代理人と世帯主が同一世帯ではない ●代理人の本人確認書類 ●委任状
●障害者手帳取得者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税※	全額	

※ 年の途中で転入した方は非課税証明書が必要になる場合があります。
 詳しくは下記へお問い合わせください。

窓口	障害福祉課
----	-------

問い合わせ

障害福祉課 認定係 TEL 046-822-8248
 <放送受信料免除について> NHK横浜放送局経営管理企画センター
 〒231-0023 横浜市中区山下町 281 TEL 045-212-2661

12-3 青い鳥郵便はがきの無償配付

身 知

4月から5月にかけて各郵便局で受付し、お一人につき20枚通常葉書が無償で郵送にて配付しています。(郵便局の窓口では配付しません。)

対象者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 ●療育手帳A1・A2 取得者
手続きに必要なもの	●青い鳥郵便葉書配付申込書(郵便局にあります) ●身体障害者手帳 ●療育手帳
窓口	各郵便局

※ 郵便局の窓口で直接申し出ることができない場合は、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項を記入の上郵便局宛てに送付することで手続きが可能です。この場合、「青い鳥郵便葉書配付申込書」(整理票)と身体障害者手帳または療育手帳の写しを同封してください。

12-4 盲人用郵便物の無料配達

身

要件を満たす場合、郵送料が無料になります。

要件	郵便物の表面左上(横に長いものは表面右上)の通常切手を貼る位置に「点字用郵便」と記載する必要があります。 ※ 開封して差し出していただく必要あり。 (最大の大きさ:長さ 60cm まで 長さ、幅及び厚さの合計が 90cm まで 最大の重さ:3kg 以下)
利用できる方	次の郵便物を出される方 ●視覚障害者用点字のみを内容とする郵便物 ●視覚障害者用の録音テープなどの録音物または点字用紙を内容とする郵便物 (点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、又はそこから差し出される場合)
窓口	各郵便局(街路ポストへの投函も可能です。)

12-5 ふれあい案内(無料番号案内)

身 知 精

無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。(ご利用には事前登録が必要です。)

対象者	●身体障害者手帳取得者で次に該当する方 ・視覚障害 1 級～6 級 ・肢体不自由(1 級・2 級)(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) ・聴覚障害 2 級・3 級・4 級・6 級 ・音声、言語またはそしゃく機能の障害 3 級・4 級 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
-----	---

問い合わせ

ふれあい案内事務局
TEL:0120-104174(全国共通) FAX:0120-104134(全国共通)
受付:午前9時～午後5時
月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は休み)

12-6 携帯電話の基本使用料等の割引

身 知 精 難

携帯電話の月額基本使用料や各種サービスの月額使用料等が割引になる場合があります。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者 ●特定医療費(指定難病)受給者証取得者 ●特定疾患医療受給者証取得者 ●特定疾患登録者証取得者
窓口	各携帯電話会社により、対象者、割引率及び手続方法が異なります。 詳しい手続きや内容は、携帯電話取扱店窓口へお問い合わせください。

12-7 J:COM ハートフルプラン

身 知 精

テレビ等サービスの月額使用料等が割引になります。

対象者	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 ●療育手帳A1・A2・B1 取得者 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級取得者
窓口	J:COMカスタマーセンター

問い合わせ J:COMカスタマーセンター
TEL 0120-999-000 午前9時～午後6時(年中無休)

※その他障害者向けの割引制度の有無については、各事業者に直接お問い合わせください。

12-8 障害者温水訓練室

身 知 精

温水の運動効果による機能回復等を自主的に行おうとする心身障害者(児)及びその介護者に対し、くりはま花の国プールの一部を無料で提供するものです。

4m×10mの温水プールが主体となっています。個人使用と団体(専用)使用があります。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
申請方法	事務室に障害者手帳を提示してください。
窓口	くりはま花の国プール

問い合わせ くりはま花の国プール TEL 046-835-7754

12-9 神奈川県立文化施設の入場料免除

身 知 精

対象の県立文化施設の入場料が無料になります。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
-----	--------------------------------------

施設名	所在地	問い合わせ先
県立大船フラワーセンター “日比谷花壇大船フラワーセンター”	鎌倉市岡本 1018	TEL 0467-46-2188
県立歴史博物館	横浜市中区南仲通 5-60	TEL 045-201-0926
県立金沢文庫	横浜市金沢区金沢町 142	TEL 045-701-9069
県立近代美術館(葉山館)	三浦郡葉山町一色 2208-1	TEL 046-875-2800
県立近代美術館(鎌倉別館)	鎌倉市雪ノ下 2-8-1	TEL 0467-22-5000
県立神奈川近代文学館	横浜市中区山手町 110	TEL 045-622-6666
県立生命の星・地球博物館	小田原市入生田 499	TEL 0465-21-1515
県立花と緑のふれあいセンター “花菜ガーデン”	平塚市寺田縄 496-1	TEL 0463-73-6170

12-10 市立施設の使用料や駐車料金の減免

身 知 精

対象の横須賀市立施設の使用料や有料駐車場の駐車料金が減免されます。対象や内容、利用方法については、施設によって異なるので、各施設にお問い合わせください。

対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
-----	--------------------------------------

施設名	所在地	問い合わせ先	料金減免制度の有無	
			施設	駐車場
健康増進センター (すこやかん)	西逸見町1-38-11	TEL 046-822-4411	○	◎
ウェルシティ市民プラザ		TEL 046-824-7561 (代表)	—	
市営公園水泳プール	市内 3 か所	TEL 046-822-9561 (公園管理課)	○	馬堀のみ
総合体育会館	不入斗町 1-2	TEL 046-826-2800	○	◎
北体育会館	夏島町 2	TEL 046-865-9333	○	◎
南体育会館	久里浜 6-14-1	TEL 046-835-0780	○	無料
西体育会館	長坂 1-2-3	TEL 046-856-8199	○	無料
佐島の丘温水プール	佐島の丘 1-1-1	TEL 046-855-0911	○	◎
くりはま花の国	神明町 1	TEL 046-833-8282	施設にお問い合わせください。	◎
くりはま花の国プール (障害者温水訓練室)	神明町1821-12	TEL 046-835-7754	◎	無料
しょうぶ園	阿部倉 18-1	TEL 046-853-3688	◎	◎
うみかぜ公園	平成町 3-23	TEL 046-826-2899	無料	◎
海辺つり公園	平成町 3-1	TEL 046-822-4022	無料	◎

施設名	所在地	問い合わせ先	料金減免制度の有無	
			施設	駐車場
夏島都市緑地	夏島町 2-26	TEL 080-2391-9779	—	◎
夏島グラウンド	浦郷町5-2931-71		○	
荒崎公園	長井 6-5320-3	TEL 046-857-2500	無料	◎
三笠公園	稲岡町 82-14	TEL 046-824-6291	—	◎
不入斗公園	不入斗町 1-2-1	TEL 046-823-9360	○	◎
大津公園	大津町 5-4-1	TEL 046-823-1550	○	◎
猿島公園	猿島 1	TEL 046-825-7144	◎	—
追浜公園	夏島町 2-2	TEL 046-865-3307	○	◎
はまゆう公園	不入斗町 4-25	TEL 046-826-2874	○	◎
衣笠公園	平作 1-6-2	TEL 046-851-0947	○	無料
佐原2丁目公園	佐原 2-2-10	TEL 046-833-5505	○	◎
光の丘公園	光の丘 8-9	TEL 046-849-9120	○	◎
西公園	武 3-33-1	TEL 046-857-6022	○	◎
湘南国際村西公園	湘南国際村1-2-5	TEL 046-858-0779	○	◎
総合福祉会館	本町 2-1	TEL 046-821-1300	◎	無料
長井海の手公園 (ソレイユの丘)	長井 4	TEL 046-857-2500	—	◎
ヴェルニー公園	汐入町 1-1	TEL 046-845-6660	無料	◎
ヴェルクよこすか (勤労福祉会館)	日の出町 1-5	TEL 046-822-0202	トレーニング室 のみ半額	◎
文化会館	深田台 50	TEL 046-823-2950	—	◎
自然・人文博物館	深田台 95	TEL 046-824-3688	無料	◎
横須賀美術館	鴨居 4-1	TEL 046-822-4000 (横須賀市コールセンター)	◎	◎
自転車等駐車場	市内17駅周辺 28か所	TEL 046-822-8236 (建設総務課)	身体障害者手帳 のみ全額減免	—
コミュニティセンター ^{注1} (鴨居コミュニティセンタートレーニング 室を除く)	22 施設	TEL 046-822-8303 (地域コミュニティ支援課)	障害者手帳の提示による減免は なし。注1に記述 した団体のみ使用 料金を減免	無料
鴨居コミュニティセンタ ートレーニング室 ^{注2}	鴨居 3-11-12	TEL 046-841-1042	○	無料

(表の見かた) ◎印…障害者手帳をお持ちの方は全額減免(介助者1名まで全額減免)
 ○印…障害者手帳をお持ちの方は半額減免(介助者1名まで半額減免)
 無料…どなたでも無料で利用できます。
 一印…減免制度はありません。

注1 コミュニティセンターは、＜別冊＞「障害者福祉の手引き(資料)」に掲載されている以下の団体のみ使用料金を減免することが可能です。

1.障害者関係団体 7.障害者地域作業所・地域活動支援センター 8.地域訓練会実施団体
 詳細は、地域コミュニティ支援課にお問い合わせください。

注2 鴨居コミュニティセンタートレーニング室は、個人使用のため障害者手帳の提示により半額減免
 (介助者1名まで減免)

13 住宅相談

13-1 住まい探し相談

身 知 精

民間賃貸住宅を探している障害者に対して、月1回相談会を実施しています。(予約制)

対象者	●民間賃貸住宅を探している障害者
窓口	公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 相談受付:月曜日～金曜日(祝日は休み)午前9時～午後5時

問い合わせ 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
TEL 045-664-6896 FAX 045-664-9359

13-2 住宅改修相談

身 知 精

高齢の方や障害のある方が、より住みやすい環境をつくるために、(一社)神奈川県建築士事務所協会横須賀支部の建築士が無料で相談に応じます。(予約制、45分)

対象者	●高齢者 ●障害者
窓口	一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部 (横須賀市社会福祉協議会相談室 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館2階) 相談受付:毎月第4水曜日 午後1時～午後3時 ※ 身体状況等により来室できない場合は別途ご相談ください。

問い合わせ (一社)神奈川県建築士事務所協会 横須賀支部 TEL 046-823-0386
予約受付:月曜日～金曜日(祝日は休み)午後1時～午後5時

13-3 住宅設備の改良費補助

身 知

障害による生活上の困難を改善するため、その障害者に適した住宅設備の改良工事の費用を補助します。新築、リフォーム、原状回復は、対象となりません。申請は必ず工事着工前に行い、補助決定後に着工してください。

介護保険による居宅介護住宅改修費または、日常生活用具の居宅生活動作補助用具の支給を受けられる方は、介護保険または、日常生活用具の支給が優先となります。

内容	対象者	限度額
一般の住宅設備改良	●身体障害者手帳 1 級・2 級取得者 ●知能指数35以下の方 ●身体障害者手帳 3 級取得者及び知能指数50以下の方	40万円
天井走行式移動リフトの設置	●18歳以上65歳未満の身体障害者手帳 1 級・2 級取得者かつ下肢または体幹機能障害で移動が困難な方	100万円
環境制御装置の設置	●18歳以上の身体障害者手帳 1 級・2 級取得者かつ四肢機能障害の方	60万円

手続きに必要なもの	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●見積書と明細書 ●図面 ●写真(工事開始前、日付入りのもの) ●(借家のみ)家主の承諾書 ●(転入の方のみ)世帯全員の所得税の課税状況がわかるもの
窓口	障害福祉課

<注意> ①障害の内容により補助の対象になる工事が異なります。
②世帯の課税状況により補助率が異なります。
③一度補助を受けると5年間は申請することができません。

問い合わせ 障害福祉課 給付係 TEL 046-822-9488

13-4 市営住宅の当選率の優遇

身 知 精 難

一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は市の広報などに掲載されます。

対象者	申込本人または同居しようとする家族に次の方がいる世帯 ●身体障害者手帳 1 級～4 級取得者 ●療育手帳A1・A2・B1・B2 取得者 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級取得者 ●精神障害で国民年金(1 級～2 級)又は厚生年金(1 級～3 級)の障害年金証書取得者 ●障害者総合支援法に定める疾病の難病患者 <別冊>「障害者福祉の手引き(資料)」参照で、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であることが医師の診断書で証明できる方
窓口	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター (横須賀市小川町 19-5 富士ビル No.Ⅱ 4 階)

※ 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。
 なお、ひとりりで生活できる障害者は、単身でも入居申込ができます。

問い合わせ

(一社)かながわ土地建物保全協会 横須賀サービスセンター
 TEL 046-823-1973 FAX 046-825-3315

13-5 県営住宅の当選率の優遇

身 知 精

一般申込世帯よりも当選率が優遇されます。募集時期は県の広報などに掲載されます。

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h5z/cnt/f6022>

対象者	申込本人または同居しようとする家族に次の方がいる世帯 ●身体障害者手帳 1 級～4 級取得者 ●療育手帳A1・A2・B1 取得者 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級取得者 ●精神障害者で 1 級～3 級の国民年金、厚生年金または共済年金の証書取得者 ●知的障害者で 1 級～3 級の国民年金、厚生年金または共済年金の証書取得者
窓口	神奈川県住宅営繕事務所入居管理課 (横浜市中区日本大通33(住宅供給公社ビル))

※ 世帯の収入金額など、申込資格に制限があります。
 なお、単身者向住宅には障害者の優遇はありません。

問い合わせ

神奈川県住宅営繕事務所入居管理課
 TEL 045-285-1014 FAX 045-212-5006

13-6 県営住宅家賃の減免

身 知 精

収入に応じて 10%から 60%の減額が適用されます。

対象者	県営住宅入居者、一定額以下の収入(非課税所得を含む)で、次の方がいる世帯 ●ア 1 級、2 級の身体障害者、A1、A2 の知的障害者もしくは 1 級の精神障害者 ●イ 3 級、4 級の身体障害者、B1 の知的障害者もしくは 2 級の精神障害者
窓口	株式会社東急コミュニティー 横須賀サービスセンター(指定管理者) (横須賀市根岸町 3-11-8 グランドメゾン北久里浜)

※ 家賃減免期間中に家賃を滞納すると、減免を取り消すことがあります。
 ※ 障害の程度ア、イによって収入の上限が変動になりますので、詳細は窓口までお問合せください。

問い合わせ

株式会社東急コミュニティー 横須賀サービスセンター(指定管理者)
 TEL 046-833-7361

13-7 UR賃貸住宅の入居者募集にかかる優遇措置

身 知 精

UR都市機構の賃貸住宅(UR賃貸住宅)に申し込む場合、以下のとおり優遇措置があります。

(1)UR賃貸住宅の優遇措置

◎「近居割」について	
内容	障害者を含む世帯などの優遇対象世帯(他に子育て世帯や高齢者世帯が該当)と、この世帯を支援する世帯が、UR都市機構の指定する同一団地、近隣団地(おおむね半径2キロ圏内)などで「近居」する場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を入居後5年間5%割り引く制度です。
対象者	●身体障害者手帳取得者 ●療育手帳取得者 ●精神障害者保健福祉手帳取得者
◎新築のUR賃貸住宅(抽選)にお申込みいただく場合	
内容	申込本人または同居する親族に、次のいずれかに該当する障害者が含まれる世帯の方は当選率が一般の人に比べおおむね20倍優遇されます。
対象者	●身体障害者手帳 1 級～4 級取得者 ●療育手帳(愛の手帳)などの交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方 または児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医などから、重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方
窓口	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 ホームページ ○物件情報 https://www.ur-net.go.jp/chintai/

(2)UR賃貸住宅のお申込み資格の特例

対象者	<収入基準等の条件があり> ●障害者世帯 ●高齢者 ●父子母子世帯 ●満18歳以上の学生
-----	---

問い合わせ お申込み資格についての詳しい説明は、下記のUR営業センターへ

営業センター	住所	電話番号	営業時間
UR 横浜営業センター	横浜市神奈川区金港町 1-4 横浜イーストスクエア 2 階	045-461-4177	9:30～18:00 (定休日:水曜・年末年始)
UR 藤沢営業センター	藤沢市南藤沢 22-1 神中第 2 ビル 6 階	0466-50-0061	9:30～18:00 (定休日:水曜・年末年始)
UR 港北営業センター	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 6-1 サウスウッド 3 階	045-530-5033	10:00 から 18:00 (定休日:年末年始)
UR 港南台営業センター	横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台 214 ビル 3 階	045-834-3351	9:30～18:00 (定休日:水曜・年末年始)

14 就労・雇用支援

14-1 障害者の雇用促進

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

規定	●事業主は法律に定められた障害者雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません。 ●障害者雇用率未達成の事業主(常時雇用労働者数100人超)は、障害者雇用納付金の支払いが必要となります。 ●障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主(常時雇用労働者数100人超)には、一定の条件のもと障害者雇用調整金が申請により支給されます。なお、常時雇用労働者数100人以下で一定数を超えて障害者を雇用する事業主には、報奨金が申請により支給されます。 ●障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません。 ●障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます。
----	---

14-2 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精 難

専門援助部門の窓口において、障害者それぞれの適性や能力に応じた、きめ細やかな職業相談・紹介・就職後のアフターフォローなどを、就労支援機関との連携のもと行っています。また、インターネット(ハローワークインターネットサービス)で、障害者を対象とした求人も閲覧することができますので、併せてご利用ください。

対象者	●身体障害者 ●知的障害者 ●精神障害者 ●難病患者
-----	----------------------------

問い合わせ

横須賀公共職業安定所(ハローワーク)
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

14-3 職業訓練

身 知 精 難

神奈川障害者職業能力開発校などにおいて、障害者が就職するために必要な技術を習得するための職業訓練を行っています。

対象者	●身体障害者 ●知的障害者 ●精神障害者 ●難病患者(施設と相談)
訓練コース	<令和7年4月生> ●総合CAD(身体・精神) ●ITチャレンジ(身体・精神) ●Web・DTP制作(身体・精神) ●ビジネスサポート(視覚) ●ビジネスキャリア(身体・知的) ●ビジネス実務(精神) ●サービス実務(精神) ●総合実務(知的)
訓練期間	コースにより6か月、1年に分かれています。 また、県内各地域において、訓練期間が1～3か月の委託訓練「トライ」も随時実施しています。

問い合わせ

横須賀公共職業安定所(ハローワーク)
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

14-4 職業訓練

知

伊勢原市にある神奈川能力開発センターにおいて、知的障害者が、労働習慣や社会性を身に付け、職業的に自立することを目指した職業訓練を行っています。

対象者	●知的障害者
訓練科目	●1年次:職業基礎科(定員30名) ●2年次:総合加工技術コース、施設管理技術コース、物流販売技術コース (定員各10名)
訓練期間	2年

問い合わせ

横須賀公共職業安定所(ハローワーク)
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

14-5 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース他)制度

障害者など就職が特に困難な者を、ハローワークなどをとおして、継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して、1~3年間助成するもので、支給期間、支給額は、企業規模、所定労働時間、障害区分・程度により異なります。

問い合わせ

横須賀公共職業安定所(ハローワーク)
横須賀市平成町 2-14-9 TEL 046-824-8609(43#)

14-6 神奈川県障害者雇用促進センター

障害者の雇用促進を図るため、企業及び障害者就労支援機関へ障害者の雇用に関する相談及び支援を行っています。

問い合わせ

神奈川県障害者雇用促進センター TEL 045-633-6110(代表)
(横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ5階)

14-7 よこすか就労援助センター、 よこすか障害者就業・生活支援センター

身 知 精 難

就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。

対象者	●就労を希望する障害者等 ●在職中の障害者等
窓口	よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター (横須賀市本町 2-1 総合福祉会館 4 階)

問い合わせ

よこすか就労援助センター、よこすか障害者就業・生活支援センター
TEL 046-820-1933

14-8 視覚障害者技能習得援助資金の貸付

身

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者の技能習得を容易にし、職業的自立を促進するために貸し付けしています。

対象者	●視覚障害者 1 級~6 級
貸付金	月額 46,000 円(無利息) (貸付期間:盲学校等在学期間で、36か月が限度) (償還期間:2~10年) 貸付には審査があります。 ※ あん摩マッサージ指圧師等の免許資格を取得した場合は、貸付金の返還を免除します。
窓口	盲学校経由で、公益財団法人神奈川県労働福祉協会へ (横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 7 階)

14-9 障害者雇用奨励金

横須賀市では、障害者を雇用する事業主に、月額 30,000 円の雇用奨励金を、支給認定を受けた障害者が就労している間支給しています。

対象者	● 知的障害者または精神障害者を3か月以上雇用しようとする事業主 ● 一定の条件を満たす身体障害者(国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者または重度四肢機能障害者)を雇用している事業主
窓口	障害福祉課

※ 国による特定求職者雇用開発助成金の適用がある場合は、国の助成制度が優先となります。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

14-10 障害者職場等介助ヘルパー派遣費の助成

身

就業中に職場等において、食事にかかる介助及びトイレの使用にかかる介助を受けるため、障害者自らの負担により介助ヘルパーの派遣を受けている場合、その派遣に要する費用について月額 30,000 円を限度として助成します。

対象者	● 一般就労している一定の条件を満たす重度肢体障害者
窓口	障害福祉課

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

14-11 身体障害者更生訓練費

身

身体障害者が社会復帰のために受ける訓練日数に応じて更生訓練費(月額 3,150 円または 6,300 円)を支給します。

対象者	● 自立訓練等を利用する一定の条件を満たす身体障害者
窓口	通所先の自立訓練事業所等でお手続きください。

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

15 行事・スポーツ・レクリエーション

15-1 動物村のお祭り

身 知 精 難

障害のあるなしにかかわらず、子ども達が交流する場として、年に1回「動物村のお祭り」を開催しています。ウサギやアヒルなどの小動物園のほか、ボランティアによる模擬店(ヨーヨーつりなど)があります。

対象者	●障害児者とその家族 ●小学生以下の児童
-----	----------------------

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9834

15-2 障害者スポーツ大会

身 知 精

神奈川県全域(横浜市、川崎市を除く)の障害者が参加します。また、県大会は全国障害者スポーツ大会への選手派遣の選考を兼ねています。

対象者	<全て13歳以上> ●身体障害者手帳取得者 ※ 内部障害者は、ぼうこうまたは直腸機能障害のみ ●療育手帳取得者、または療育手帳取得の対象に準ずる障害のある方 ●精神障害者保健福祉手帳取得者、または自立支援医療受給者証(精神通院)取得者
-----	--

令和7年度競技会

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
4月	フライングディスク・アーチェリー	フライングディスク・陸上・ボウリング	
5月	陸上		
7月	水泳	水泳	
1月	卓球・ソフトテニス	卓球	卓球
3月	ボッチャ		

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9834

15-3 リズム体操教室

身 知 精

音楽のリズムに合わせて体を動かすトレーニングとしてリズム体操を実施します。

対象者	●就労している障害者(年12回) ●市内障害者施設に通所している障害者(年12回)
会場	総合福祉会館第1音楽室

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

15-4 障害児者健康づくり事業

身 知

横須賀市障害児者健康づくり事業運営委員会(障害者団体・ボランティア・行政機関関係者で組織)に委託し、スポーツ・レクリエーション・運動会等の活動を通じて、障害児者の心身の健康な発達と増進を図ることを目的に、各種事業を実施しています。

対象者	●障害児者
実施事業	●視覚障害者スポーツ教室 (重度の視覚障害者を対象として、毎月サウンドテーブルテニスなどを実施) ●運動会(肢体不自由児者、知的障害児者各年1回ずつ) ●肢体障害者歩行訓練会 ●合同レクリエーション

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

15-5 在宅障害者生きがい対策事業

身 知

横須賀市在宅障害者生きがい対策事業運営委員会(障害者団体・ボランティア・行政機関関係者で組織)に委託し、在宅で生活する障害者の生きがいを高めることを目的に、各種講座を実施しています。

対象者	●在宅の障害者
実施事業	●知的障害者創作教室(図工・音楽) ●肢体障害者等創作教室(墨絵・水彩画・クラフトテープ・パソコン基礎等) ●視覚障害者創作教室(コーラス・ダンス)

問い合わせ 障害福祉課 就労支援係 TEL 046-822-9837

16 横須賀市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民、町内会・自治会、ボランティア団体、社会福祉関係団体、社会福祉施設、企業、民生委員児童委員、社会福祉推進委員、行政、地区社会福祉協議会の参加と協働により、地域福祉の推進を図るため、様々な活動に取り組んでいます。また、福祉に関わる各種相談を受け付けるとともに、必要な支援を行っています。

所在地:横須賀市本町2-1 総合福祉会館2階

ホームページ:<https://www.yokosuka-shakyo.or.jp/shakyo/>

16-1 生活福祉資金貸付相談事業

身

知

精

障害のある方がいる世帯などを対象に、生活の安定と経済的自立を目的とした資金の貸付や相談を行います。借入申込から返済を終えるまで民生委員による相談援助が行われます。

対象者	●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯 (その他、低所得世帯や高齢者のみの世帯なども対象としていますが、いずれも世帯収入基準や年齢など申込資格に制限があります。)
内容	●生業を営むために必要な経費 ●技能習得等に必要な経費 ●住宅の増改築等、公営住宅の譲渡等に必要となる経費 ●福祉用具等の購入に必要な経費 ●障害者用自動車の購入に必要な経費 ●療養にかかる必要な経費 ●介護にかかる必要な経費 ●災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ●冠婚葬祭にかかる必要な経費 ●住居の移転等、給排水設備等に必要な経費 ●就職、技能習得等の支度に必要な経費 ●その他日常生活上一時的に必要な経費 ※ 使途目的のない一般生活費の資金貸付は行いません。 ※ 借入申込には原則として連帯保証人が必要で、資金交付まで1～2カ月ほどかかります。
相談 (無料)	(予約制)横須賀市社会福祉協議会 地域福祉課 相談受付時間:月～金曜日(祝日は休み) 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時

問い合わせ

市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 046-821-1301 FAX 046-824-8110

16-2

日常生活自立支援事業
(横須賀あんしんセンター)

身

知

精

日常生活において、自身で福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などを行うことが不安な障害者や高齢者のためのサービスです。

対象者	●市内在住の障害者及びおおむね65歳以上の高齢者で自身の判断能力に不安のある方
-----	---

サービス	福祉サービス利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス
内容	福祉サービス利用手続き 利用料の支払い手続き	日常的金銭管理の定期的な支援 公共料金の支払い手続き 預貯金の出し入れ 等	年金証書、印鑑登録カード、権利証などの大切な書類を金融機関の貸金庫に保管
利用料	本人の所得に応じて訪問1回あたり 0円～2,500円		年額 6,000円

※ 収支状況の確認や契約審査を行います。

※ このサービスの契約は本人の利用意思が必要です。

※ 認知症、障害により判断能力が低下した方の権利擁護を支援する成年後見制度についての相談も行っています。

問い合わせ

市社会福祉協議会 権利擁護推進課

TEL 046-821-3605 FAX 046-827-0264

16-3

ボランティアの活動支援及び相談
(よこすかボランティアセンター)

ボランティア活動をしたい方とボランティアの支援を必要とする方の架け橋になるよう、ボランティア活動に関する相談をはじめ、身近な困りごとについても相談に応じます。また、ボランティアのための講座開催のほか、車いす、布おもちゃ・布えほんの貸し出し等を行っています。

内容	●ボランティア活動及び依頼の受付 ●ボランティア養成講座等の開催 ●車いす、布おもちゃ・布えほんの貸し出し ●ボランティアに関する相談 等
貸出 (無料)	●車いす 対象者:市内在住で入退院や旅行などのため一時的に必要な方 貸出期間:1か月以内 ●布おもちゃ・布えほん 対象者:個人又は団体 貸出期間:1週間以内
相談 (無料)	受付時間:月曜日～金曜日(祝日は休み) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

※ よこすかボランティアセンターのほか、市内17か所に地区ボランティアセンターがあります。
(地区ボランティアセンターの開所日時・活動内容は、地区によって異なります。)

問い合わせ

市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL 046-821-1303 FAX 046-824-8110

広告



セイキ印刷

横須賀市大津町1-17-51

TEL 046-836-0152

営業時間 9:00~18:00

<https://seiki-yokosuka.studio.site>



鈴木義肢装具株式会社

義手

義足

装具

靴型装具

等



製作・修理・調整など ご相談ください

横浜営業所 〒237-0068

横須賀市追浜本町2-46-6

TEL:046-874-4166

FAX:046-874-4176

大阪本社

大阪府八尾市南本町9-9-24

072-993-2457

奈良営業所

奈良県生駒市東松ヶ丘2-8-1F

0743-87-9338

広告

google map



広告

整形靴から義足、車いすまで

MAKERS OF PERFORMANCE PROSTHESES & ORTHOSIS

SP-I 湘南義肢研究所

【横須賀で半世紀】

最新鋭の設備と技術で

義肢・装具をお届けいたします。



(有)湘南義肢研究所



横須賀市小川町 27

TEL 046-822-6722

<https://www.sp-i.net>

他社製品の修理、作り替えなど承ります

お気軽にご相談ください

最新情報は Facebook で→



障害者週間＜12月3日～9日＞

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、障害者基本法に定められています。

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話 046-822-8248（直通） FAX 046-825-6040

メール hp-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp